

渡その他の処分を行なうことが見通しがたくないかどうかといったことを要件といたしまして、その要件を満たすかどうかをチェックするという仕組みになつております。

これは、資本参加を受けました金融機関の策定した経営強化計画を適切にフォローアップすること等によりまして、公的資金の回収可能性を担保するということにしておるところでございます。それから、どういった資本参加をするかということで、資本の種類でございますが、これは、先般来御説明をいたしておりますように、銀行の場合には基本的には株式ということになつておりますとして、それぞれの種類に応じまして、当然のことですござりますけれども、配当等が返つてくるということですございます。

商品の具体的な条件につきましては、申請金融機関からの申請に基づくことができます第一でござい

ますが、私どもいたしました、第三者の意見を聞く等いたしまして、不利にならないような、そういった条件を考えていきたいというふうに思つております。

○吉田(泉)委員 もう少し詳しくお伺いしたいと思ひます。

そうしますと、回収困難でないというようなことが条件となるということでございます。それはそうだと思いますが、それは、優先株式を引き受けた預金保険機構がそれを第三者に売るということが可能でなくちゃいかぬということだと思います。銀行にしてみると、特に返済義務というのはないということによるらしいんでしょうか。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、金融機関の方で経営強化計画というのを出すことになつております。その際に、そういった返済のこと等についてもそこに書かれてくるということになりますので、それが仮に実行されないようなことになりますすれば、私ども、最終的には監督上のいろいろな措置ができますので、そういった意味で回収を確保するということになるかと思われます。

○吉田(泉)委員 そうしますと、株式と融資と両方あるわけですねけれども、株式については、銀行にしてみれば、特に返済義務はない、融資の場合については、それぞれ契約になるというようなお話しだと思います。

融資の場合、永久劣後ローンとかいう仕組みも今まで使われてきたようですねけれども、そういう永年に借りられるお金なのか、そうではないのか、十年くらいなのか。そういうのは、その都度契約によって決めていくということなんでしょうか。

○増井政府参考人 先ほど御説明申し上げましたように、銀行の場合には株式に限るということにしてございます。

もうちょっと具体的に申し上げますと、経営強化計画に結果責任の記載がある銀行の場合には取締役等選解任議決権つき優先株式を基本としまして、その中で、さらにその自己資本比率が基準値未満の場合には普通株式も可能とするという考え方であります。

さらに、もう一方で、抜本的な組織再編成が行われる場合などの、要するに結果責任を認めない

場合には、無議決権優先株式ということにいたしまして、必要に応じ、普通株への転換権行使することを可能とするというような形にしております。

○吉田(泉)委員 よくわかりました。銀行については株式のみと。

そうしますと、信金、信組はいかがでしょうか。

○増井政府参考人 協同組織金融機関につきましては、法律上、会員以外からの資金調達の手段といふのが優先出資あるいは劣後ローンに限られております。

いるということでございますので、協同組織金融機関については、そういう形での資本参加をするといふことを考えております。

○吉田(泉)委員 そうしますと、信金、信組につ

いては優先出資または優先ローンということでございます。(発言する者あり)劣後ローンということです。

す。劣後ローンの場合、この金利というのは、民間から調達した場合に比べて有利だと言つてよろしいですか。

○増井政府参考人 先ほどちょっと申し上げましたように、国が資本参加をする場合については、民基本的には金融機関からの申請事項というふうになつております。したがいまして、商品性につきましては一義的には申請金融機関の経営判断といふふうになると考えております。

ただ、配当とかあるいは利子といったことにつけましては、市場調達を補完し金融機関のリスク対応を高めて金融機能を強化するというのがこの法律的目的でございますので、そういった観点から、要するに、預金保険機構が資金を調達するわけでござりますから、原資の調達コストを下回らない範囲内で極力抑制をするということが適当というふうに考えております。

いずれにいたしましても、その商品性全体としては、私ども、ファイナンシャルアドバイザーの意見も踏まえまして、金融機関あるいは投資家たる国との双方にとって経済合理的なものである必要があるというふうに考えております。

○吉田(泉)委員 そうしますと、ローンの場合の利子については特に民間よりも有利ということはあり得ないということだと思います。そういうふうに解釈します。

それでは二番目になりますけれども、公的資金を受け入れた場合、その使い道に制限はないのかということでござります。もしくは、これは提出が義務づけられている経営強化計画、そういうもので使い道も縛られるものなのか、それとも金融機関が自分の裁量で自由に使えるお金になるのか、そこをお伺いします。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

新たな公的資金制度におきましては、国が投入をいたしました資本について、用途を具体的に制限しているわけではございません。

ただ、いずれにしても、国の資本参加に当たりましては、申請金融機関に対しまして、収益率の追求を求めて、その裏づけとなるビジネスプランとともに、その実現可能性あるいは妥当性を審査するという仕組みになつております。

そういうことでございまして、こういつたビジネスプラン等を盛り込んだ経営強化計画の着実な履行を求めていくということにしておりますので、こういつた枠組みによって、収益性の向上を通じた内部留保の充実によります自己資本比率の向上あるいは不良債権比率の改善といったものにつながつていくものというふうに考えております。

○吉田(泉)委員 最初の質問は大体以上なんですが、お伺いしておきます。

信金、信組、劣後ローンを受け入れる。そのとき、永久劣後ローンなのが期限つきの劣後ローンなのか、それはどういう基準で判断されるんですか。

○増井政府参考人 お答えいたします。

劣後ローンの中身、種類について、こうという制限を設けているつもりはございません。いずれにしても、まず第一義的には申請金融機関の判断ということがあるかと思います。

○吉田(泉)委員 そうしますと、株式の場合ももちろん返済義務はございません。劣後ローンの場合についても、申請機関の判断で、永久にする、期限つける、そういうこともできる。それから、使い道に具体的な制限はない、経営強化計画に従つてその資金を使えば、いろいろな経営の比率の改善にもつながる、そういうメリットがある。それは私、一面認めるところでございます。

次の質問は、今度、その反面でございます。一体この公的資金はどこが負担するのかという問題であります。これは当然、預金保険機構が負担するということになります。

これは三月二十四日の日付でございますけれども、経済同友会がある提言を発表しました。「あるべき金融システムへの改革」と題されておりまします。その中で、この預金保険機構の問題を取り上げました。そして、この機構は四兆円の債務超過になつていると指摘しました。そして、引き続いだこのコストをだれが負担するのか議論されて、このコストをだれが負担するのか議論されて

いない、日本の金融セーフティーネットは必要以上に高いコストになつていいのではないかという問題を提起したわけでございます。

そこで、私も預金保険機構に求めまして、財務諸表に当たつてみました。そうすると、今、民間企業仮定貸借対照表というのをここ数年前から認め可法人である預金保険機構がつくております。

それが最新版、十五年三月末のバランスシートを見せていただきました。

そうしたところ、そこにおいては債務超過額が六兆三千億ということでございました。内訳を推定しますと、先ほど同友会が指摘した四兆円、これがいわゆる一般勘定、保険勘定でございます、これが四兆円。それからこれは長銀、日債銀関係債務超過一兆円。それからこれは、有価証券評価損などということがございますが、有価証券評価損というのが一兆円ありまして、合計六兆円余りという債務超過になつております。債務超過というのは結果累積赤字ということがございますが、この累積赤字六兆円という数字は、数ある認可法人、特殊法人、独立行政法人、こういう中でも一番大きな法人の中で一番大きいんじやないかという指摘については、どうでしようか。

○五味政府参考人 たしか一番か二番だったと私は記憶しておりますが、非常に大きなものでございます。

この点についての評価といたしましては、預金保険機構による公的資金の投入というものを通じまして預金者を保護する、あるいは信用秩序を維持する、そうしたことが守られたわけでございますし、特に、我が国の金融システムの安定化を同じまして日本の信用秩序というものに対する内外の信頼の確保ということが図られたということも、こういつた役割を果たした、その結果のコストであるということでございます。やはり、それだけ信認の回復ということは困難な課題でもありましたし、また重要な問題でもあつたということであろうと思います。

いずれにいたしましても、回収の道といふものが別途用意をされた形で行われておりますので、この回収に最大限の努力を尽くしてまいりたいと存しております。

○吉田(泉)委員 回収の道は別途確保されていることでございますが、確かに制度上はそういうことでございますが、その道を踏み出すのか存じております。

この非常に難しい問題は依然としてあるわけですがござります。

この解消はどういうことになるのかということ

でございますが、一般勘定につきましては、金融機関から徴収をいたします預金保険料収入、それ

から、その他の勘定につきましては買取り資産あるいは資本増強で引き受けた株式といったものでございますので、この買い取り資産からの回収入、こういつたようなものによって今後回収に向けた努力がなされる、こういう仕組みになつております。

○吉田(泉)委員 回収方法については原則そういうことだと思います。

もう一つ、六兆円という債務超過、数ある公的な法人の中で一番大きいんじやないかという指摘については、どうでしようか。

○五味政府参考人 たしか一番か二番だったと私は記憶しておりますが、非常に大きなものでございました。

この点についての評価といたしましては、預金保険機構による公的資金の投入というものを通じまして預金者を保護する、あるいは信用秩序を維持する、そうしたことが守られたわけでございますし、特に、我が国の金融システムの安定化を通じまして日本の信用秩序というものに対する内外の信頼の確保ということが図られたということも、こういつた役割を果たした、その結果のコストであるということでございます。やはり、それだけ信認の回復ということは困難な課題でもありましたし、また重要な問題でもあつたということであろうと思います。

いずれにいたしましても、回収の道といふものが別途用意をされた形で行われておりますので、この回収に最大限の努力を尽くしてまいりたいと存じております。

○吉田(泉)委員 回収の道は別途確保されていることでございますが、確かに制度上はそういうことでございますが、その道を踏み出すのか存じております。

この非常に難しい問題は依然としてあるわけですがござります。

この解消はどういうことになるのかということ

でございますが、一般勘定につきましては、金融機関から徴収をいたします預金保険料収入、それ

準備金だと思います。

それが、今局長おっしゃったように、預金保険

というのは特別な保険ではございませんけれども、準備金が四兆円のマイナス準備金になつていると

いうことでございます。年間保険料收入でこれはいずれ補てんするというお話をですが、年間の保険料收入が五千億円ということですから、八年分の累積赤字になつてているということです。

改めてお伺いしますが、これで一体、保険法人と言えるのかという問題でございます。

○五味政府参考人 御説明申し上げます。

お話しのとおり、一般勘定の累積欠損金が現在約四兆円でございます。この預金保険機構と申しますのは、お話しましたが、一般の保険会社とはちょっと違つ形態の手法をとつております。この預金保険法の規定、五十一条でございますけれども、ここに、保険料率は長期的に預金保険機構の財政が均衡するよう定めるという旨の規定がございます。現在、確かに四兆円という累積欠損金がございますけれども、お話しのとおり、預

金保険料収入が年間約五千億円強ございます。今後、金融機関からの保険料によってその回収を図る、それによって長期的に預金保険機構の財政が均衡する、こういつた流れになりますように十分な監督に努めていく。制度の趣旨もそういうことであろうというふうに存じます。

何分にも、先ほど申し上げましたような、百八十という破綻金融機関が生じたといった事態の中での事柄でございますので、少し時間をかけて、しかし確実にこの累積欠損を消していくための監督をしていく必要があるというふうに考えており

平成十六年四月十四日

四

○吉田(泉)委員 確かに、預金保険法五十一条で長期的に収支を均衡させるべきだということありますので、私もその方針でよろしいと思います。

今、慌ててここで保険料を上げたりという状況でもございませんし、ある程度時間をかけて何とかこの四兆円を消していくしかないと思うんですが、既に八年分の赤字になってしまっている。今後、金融機関の破綻が全くなかつたとしても八年の時間がかかるということでございます。もう既に長期的な収支均衡が非常に困難な事態になつてしまつたという認識はぜひ必要じやないかと思います。

それからもう一つ、預金保険機構の関係で、一〇〇%子会社でございますが、整理回収機構といふのがあります。ここは、御存じのように、預金保険機構にかわって金融機関の優先株とか貸付債権を保有しております。そして、貸付債権の回収業務を営んでいるわけでございます。

こちらのバランスシートも拝見したんですけど、やはり自己資本が非常に急速に縮んできております。十四年三月、二年前ですが、その決算ですと自己資本が一千五百億円あつたんですが、去年、十五年三月は五百億円を切るというところまで來ました。今、十六年三月期決算をしているところだと思いますけれども、どうもこのまでは、何か、この三月期決算で整理回収機構の方も債務超過になりそうな気配を感じますが、いかがでしょ。そして、もしこの三月期に債務超過になつてしまつたというときにはどういう対応があるのか、そこをお伺いします。

○五味政府参考人 R.C.Cにおきましては、平成十三年度以降赤字決算となつております。

この要因は、一つは住専勘定でございますが、住専勘定におきまして回収環境が悪化しているということを反映して貸倒引当金を積み増してきたということ。それから、整理回収銀行の方の勘定では、預金保険法の改正によりまして、平成十三年度から、破綻金融機関から譲り受けました資産

に対する回収を行いまして、回収益が出た場合、この回収益を預金保険機構に納付する、これは内に留保せずに納付をするといったような、こうした法律改正があつたといったようなことが主な要因でございます。

お話をとおり、バランスシートの状況は悪化しております。この十六年三月期、十五年度決算は、お話をとおり現在作業中でございまして、実際どういふ数字が出てくるかということについて現時点でまだ確たることをお答えする状況にございません。

ところで、R.C.Cに最終的に損失が生じてきました場合の措置ということになりますが、法律では、R.C.Cに生じました損失は預金保険機構により補てんをすることができるということになつております。おりますけれども、現在、R.C.Cにおきましては、債権回収等に最大限の努力を行つております。最終的に損失が生ずるか否かということを現時点で判断することは困難でございます。今やらなければいけないのは、引き続き回収に最大限の努力をすることであろう、ということに尽きると思います。

○吉田(泉)委員 そうしますと、整理回収機構の住専勘定については、今どんどん引き当てを積まさるを得ない、これがマイナス要因である。そしてもう一つの、整理回収銀行ですか、そちらの勘定では回収益が出てるんだけど、これは親会社の預金保険機構の方に納付しなくちゃいかぬということがありますね。そうしますと損がどんどん大きくなってしまう。しかし、たまつて債務超過になつてしまつたというふうに思つておられます。

大変、この親子の関係が複雑で、わざわざこの整理回収機構、というのは、これは株式会社だと思ふんですが、独立の株式会社にした意味というのが何かよくわからない氣はしますが、それは大分

また別な問題になると想ひますので、次に参りました

いとります。

今お話しのように、預金保険機構それからその子会社である、一体の子供である整理回収機構、この両機構が大変傷んでしまつたと言わざるを得ないと思います。しかしながら、既に傷んでしまつたその機構を使いながら、新法でさらに公的資金を金融機関に入れていかざるを得ないという法案だと思います。大変厳しい局面にあると思います。

それで、次の質問は、数年前だと思いますが、組織再編成促進特別措置法というのができました。調査室からもらつたこの黄色の本なんかでも、この法律の名称を合併促進法と略して書いてある場合が何カ所かあります。つまり、組織再編成促進特措法というの、霞が関においては通称合併促進法であるとどうも言われているようですが、それがこの過去にできた法律の本質だと思います。おりますけれども、改めてこの旧法といいますか法律の目的は何だったのか、お伺いします。

○竹中國務大臣 吉田委員には、ここまで法案の重要なポイントについて幾つか大変重要な御質問をいたいたと思っております。大変厳しい状況をいたいたと思っております。大変厳しい状況であるという認識も我々は共有をしております。それで、合併促進法という通称があるのかどうか、ちょっと私は存じ上げませんが、再編特措法のねらい、目的は何かということに関して申し上げますと、合併というのは、やはり、経営判断の中で非常に重要な、経営判断の一つの有力な手段であると思います。それが、うまくいく場合もあるけれども、これは親会社の預金保険機構の方に納付しなくちゃいかぬということがありますね。そうしますと損がどんどん大きくなってしまう。しかし、たまつて債務超過になつてしまつたというふうに思つておられます。

しかし、その再編を具体的に見ていきますと、さまざまなもの手続が必要である、そういう問題がございます。また、組織再編成によつて、自

己資本の高いところと低いところが合併すると、その中間のどこかに自己資本比率が決まるわけありますから、合併することによって自己資本比率が低下するというような事態も生じ得る。それと、預金保険の限度額を意識して、今まで二つの銀行に一千万ずつ例えれば預けていたところは一緒にいつたらどうなるんだ、また分散させなければいけないのかというような懸念も生じる。つまり、この有力な手段である経営基盤の強化のための組織再編には、幾つかのバリアがあるということなんだと思います。そうした点を踏まえて、この手続を簡素化する、さらには資本増強等の支援措置を講ずるということによって、組織再編を図りたいと思っている機関にはそれを円滑化する、そうすることによって健全で効率的な運営を期すということがこの組織再編特措法の目的、だつたわけでございます。

繰り返しになりますが、これはあくまでも自主的な経営判断に基づくものであります。政府としては合併等を懇意するということを目的としたものではないということございます。

○吉田(泉)委員 通称合併促進法というのを御存じないということでござりますが、この黄色本に入っている資料等でも再編成促進法のことを合併促進法と呼んでいるようございます。上から合併促進ではないということで、しかし結果的に合併促進を目的とした法律だろうというふうにしか考えられません。

それで、今回のこの新法案を拝見しますと、旧法、再編成促進の特措法の資本増強にかかる規定が廃止されることになります。つまり、この法律に基づく公的資金投入はもうやらないということがだと思います。したがつて、今まで預金保険機構で経営基盤強化勘定という勘定をつくつて、そこでこの法律の受け皿になつていただけですが、これも間もなく廃止されるということございま

す。

新法の附則で旧法の今言つたような規定が廃止される理由を改めてお伺いします。

○増井政府参考人 新たな公的資金制度は、今お話をございました組織再編成促進特別措置法の資本参加の水準それから範囲を拡大するといった部分もございますので、組織再編成促進特別措置法の資本参加の部分は金融機能強化法に吸収をし、一元化することとしております。

このために、金融機能強化法の施行後におきましては、資本参加はこの法律に基づいて行われることになりますので、その経理は金融機能強化勘定という勘定において行われるということにしてございます。

がなかなか難しいというような市場環境、一方で、デフレが続いている、さらにリスク対応力を高めなければいけないというような一つの状況、そうした中で必要に応じて、条件を満たす場合には国も資本参加をしようではないかというのが今回の法律でございます。

重要な経営改革をやはりしていただかなければいけない、その経営改革の一つのパターンとして抜本的な組織再編というのはあり得ることだというふうに思つております。恐らく重要な手段にはなり得るんだろうと思つております。

しかし、それが目的かというと、いや、そういうのではなくて、そういうことをやらないでも、重要な経営改革を行つて金融機能を強化していくだけ面というのは当然のことながらあるわけでございます。したがつて、法律のつくりも、抜本的な組織再編を伴う場合とそうでない場合というのを見はつきり分けて、それぞれの条件を示させていたいたところでございます。

これは仮にの話でありますけれども、幾つか応じてくるところがあつて、抜本的な組織再編ではなくて、その他のカタゴリーでたくさんのところが応じてこられて、それで抜本的な再編のところで応じてこられるところがなかつたとしても、私たちは、法律の目的としては、金融機能の強化に資すれば、それはそれで十分な当初の目的を果たしたことになり得ると、これは仮定で今申し上げておりますが、考えております。

したがつて、決して合併促進を目的としたものではない、あくまでも経営改革を行う、経営改革を行つて重要な金融機能の強化を行つてもう、その経営改革の中の一つの手段として抜本的な組織再編というのはあり得ることだ、そのような位置づけをしているわけでございます。そのような法律の目的と法律の基本的な仕組み、つくりについて、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○吉田(泉)委員 合併を国として促進するものではない、しかし、合併という大きな経営改革をする場合については、これは一種、受動的と言つて

いいのかも知れませんが、国は受動的に、受動的ということはおかしいですか、取り消します。国は支援をする、こういうお話をうんざりするんです。

ただ、金融庁というのは、片一方で検査機能を持つているわけでございます。ここでぎりぎりやれば、検査される側はいろいろ言うことを聞かなければいかぬというものが世の中の普通の状態だと思います。この法律は、一応、建前は合併促進ではないということだとしても、実質的に、何かそういう検査等を通じて圧力を加えるというようなことになると、この法律の趣旨が貫徹されないということになりますから、そこを気をつけていただきたいとお願い申し上げます。

最後になりますが、これは、実はきのう五十嵐委員も取り上げた問題でございますが、金融機関の自己資本比率を計算するに当たつて、貸出金の扱い方でございます。

御存じのように、自己資本の比率というのは、自己資本をリスク資産と言われるもので割つた数字であります。これが国内行、四%以上なくちゃいけぬというふうに、これは財務省の告示だと思いましたが、決まつてているということでございます。

リスク資産を計算するに当たつて、いろいろな資産がございますが、リスクウエートという言葉があります。例えば国債、これはリスクウエートはゼロ%です。ということは、幾ら国債を買ってもリスク資産はふえません。ということは、自己

す。そうしますと、金融機関としては、それだけで貸し出しや、あるいは小口でリスク分散の働く中小企業、個人向け貸し出しについて自己資本負担を軽減するなど、銀行の持つリスクをより正確に計算することを目指すものでございます。このうち、中小企業あるいは個人向け貸し出しに対するリスクウエートは、標準的な指標を用いると、現行の一〇〇%から七五%に引き下げられることでしようかという声がございます。そうすれば、結局、これは貸し出しの増加に直接結びつきます。

そこで、これは金融機関の現場の声でもあるんですが、少なくとも、貸出金の中で、担保をとっているとか保証人をとつていてるとか、そういう格好で保全されている貸出金については、リスクウエート一〇〇%の数字を引き下げるだとう七五%とか、そういう数字に引き下げたらどうでしようかという声がございます。そうすれば、結局、これは貸し出しの増加に直接結びつきます。

考えようによつちや、これが一番簡単な金融機能強化法ではないかとも思います。預金保険機構整理回収機構、いろいろ使って、これからまた公的資金を入れてどうこうということと比べて、この貸出金のリスクウエートを下げる

という政策は、お金もかかるので、一番金融機関を元気にして貸し出しをふやす、そういう方法ではないかと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

そして、どうしたら、具体的にどういう見直しの方法があるのか、お伺いしたいと思います。
〔山本(明)委員長代理退席、委員長着席〕
○伊藤副大臣 わたしをさせていただきたいと思います。

自己資本比率についてお尋ねがございましたが、これは、バーゼルの銀行監督委員会の議論を踏まえて設定された、国際的に用いられている客観的な基準でございまして、これに基づいて金融機関の経営の健全性を確保することを通じて、信用の秩序の維持でありますとかあるいは預金者保護を図っていく、こうしたことが大変重要である

でに成案を得たいということで、今、鋭意作業が続けられております。

新しいBIS規制においては、例えば不良債権などリスクが相対的に高い資産の自己資本負担というものを重くする一方、信用力の高い優良先向

け貸し出しや、あるいは小口でリスク分散の働く中小企業、個人向け貸し出しについて自己資本負担を軽減するなど、銀行の持つリスクをより正確に計算することを目指すものでございます。このうち、中小企業あるいは個人向け貸し出しに対するリスクウエートは、標準的な指標を用いると、現行の一〇〇%から七五%に引き下げられることで予定をされているところでございます。

いずれにいたしましても、金融庁といたしましては、我が国の金融の実務を十分踏まえた上で、適切な規制となるよう努めてまいりたいと考えております。

○吉田(泉)委員 ちょっとと確認でございますが、そうしますと、今年半ばまでにBISの新しい規制が決まれば、七五%までリスクウエートが下がるという貸出金がある。それはどういう貸出金ですか、もう一度教えてください。

○伊藤副大臣 今お話をさせていただきましたように、新しいBIS規制について、今年の半ばまでに成案を得られるように鋭意作業をさせていただいているところでございますが、成案が得られましたら、これを公表して、そして二〇〇六年末に新しい規制の適用が開始をされるということであります。

そして、先ほど御説明をさせていただいたように、こうした、今議論されている考え方というものが実現をすれば、中小企業、個人向けの貸し出しに対するリスクウエートは、標準的な指標を用いますと、現行の一〇〇%から七五%に引き下げられる予定になるということでございます。

○吉田(泉)委員 ありがとうございました。

時間ですので終りますが、いずれにしましても、知恵を出し合つて、何とか全国的な規模で起つてきている金融の危機状態を救つていくのが政治

の役割だと思います。力を合わせてやつていきた
いと思います。

きょうはありがとうございました。

○田野瀬委員長 次に、鈴木克昌君。
○鈴木(克)委員 おはようございます。 鈴木克昌
でござります。

竹中大臣と初めてこうして意見を交わさせていただけるわけでありまして、ひとつよろしくお願ひをいたします。

きよう、私は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案ということで四点通告をさせて

したたしておるわけでありますか。先ほど来
のうからではありますけれども、お話を聞いて
おつて、冒頭に大臣にお伺いしたいんです。が、抜
本的組織再編と合併というのはどう違うんです
か。私は何回聞いておつても、結局同じことを
言つておるとしか思えないんですよ。私、レベル
が低いですから、わかりやすく教えてください。
これは、言葉の遊びを三十分も一時間もやつてい
ても仕方がないなと思うんですよ。抜本的組織再
編と合併とはどう違うんですか。まず、それをお
伺いします。

○竹中國務大臣 拠本的な組織再編というのは、合併などを含むことになります。合併のほかにも、例えば営業の全部譲渡といったようなケースもあると思いますが、いずれにいたしましても、そういう形で抜本的な組織再編が行われる場合ということでございます。

非常に幅の広い概念であるというふうに思いました。そのわかりやすい一つの例として、まさに合併というのは拠本的な組織再編の中の非常に重要なものになるんだと考えられますが、拠本的組織再編というのは、決して合併だけではない、営業の一部譲渡、今局長からありましたように、そういうものも標準的に想定されるというふうに思いました。

になるかというと、これは単に数合わせといいますか、一緒になるだけでは抜本的な組織再編には私はならないんだというふうに思います。まさにここは質の判断も伴つて、非常に大きな組織の効率化等々の再編が行われる。標準的にはその中の重要な部分として合併は想定されますけれども、まさにその中身は抜本的でなければいけませんし、合併ではなくても、一部営業の譲渡のようなものもこの抜本的な組織再編の中には含まれてくる、その意味では大きな概念であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○鈴木(克)委員 頭の悪い私ですから、ますますわからなくなってきたんですね。しかし、おっしゃらんすることは、ちょっとわかるんですね。ちょっとです。大部分はわからない、このよううに御理解ください。その程度の頭だというふうに御理解ください。

二つ目。先ほどから、この法案の目的は何ですか、意義は何ですかと、こういうことをいろいろな委員が先輩諸氏も含めて聞かれておるわけですね。私は、また目的は何ですか、意義は何ですかと聞いても一緒だと思うんで、あえて聞き方を変えます。必要性は何ですかと、このように変えます。そうすれば目的や意義とは違うはずです。必要性は何ですかと。同じ答弁だったらこれはおかしいわけですよ。必要性は何ですか。

○竹中國務大臣 御答弁申し上げる前に、先ほど私は営業の一部譲渡と申し上げましたけれども、営業の全部譲渡ということで修正をさせていただきます。

必要性は何なのか、なぜ必要なのかと。これは、一つの全体的なわかりやすい話で申し上げますと、私、以前から、日本の金融は、危篤状態、危機状態ではないけれども健康体ではない、一種のグレーゾーン的な状況にいるというふうに申し上げております。なぜそういう状況の中で今回のような構組みが必要かというと、このグレーのところから――普通の状況であると、少し時間がたてば、人間には普通の治癒の能力がありますか

ら、そうした努力で健常体の方にある程度戻つて
いるはずでござります。しかし、残念ながら、
今の日本の経済の状況というのは、そういう状況
ではない。

どういうことがとて、例えば、いろいろな
リスクをとるうと思つても、市場で自力調達がな
かなかできない。経済そのものもまだデフレが続
いていて、またさらにリスクが高まる可能性があ
る。つまり、ほつておいては自然治癒ができない
ような状況に、そういう特殊な状況に今の日本経
済は置かれているということだと思います。

ていくのかとかそういうところから始まつていかなくちやおかしいと思うんですよ。名称は少しつづまうけれども、たびたび違う法律が出てきて、しかも、二兆円でございます、六十億しか使いませんでした。それは、一体全体、本当にだれがこの日本の将来、国民の幸せを考えているんですか。それから、ちょっと見回しますと、大分委員さんが少ないような気がするんですが。これは私の話などをどうにも聞きたくないということで……。

○田野瀬委員長 速記をとめてください。

一方で、自然治癒できないということに加え、て、しかし、それでも早く治つてほしいといふニーズは極めて強い。これは、経済そのものが全体がよくなる中でなかなか地域に浸透していくかない。その一つの理由として、やはり地域の金融を活性化させなければいけない。

その両面、グレーゾーンから何とか早く脱したい、健康に戻したいんだけれども自然治癒ができるない、しかし早く戻つてほしいという要求は非常ににある、まさにそれが私は必要性であるというふうに思つております。その必要性、金融機能の強化に資するような枠組みをつくりたいということです、今回の法案の提出をさせていただいているわけでございます。

○鈴木(堺)委員 そうしますと、国会は金融機能安定化法を出しましたね。そして、金融機能早期健全化法を出しました。そして、金融機関等の組織再編の促進に関する法律も出しましたよね。私は、これは何回屋上屋を重ねていくのかなと思うんですよ。

今回の法律は平成二十年までということであります、では、さらにその先にはどんな法律が考えられるんですねかね。

私は、もちろん、現実を見据えて対処していくことは大事だと思うんですよ。しかし、やはり国政の場ですから、日本の金融をあずかつておる大臣として、将来、どういう金融政策を持つていくのか、日本の国をどういうふうな国に持つ

○田野瀬委員長 それでは、速記を起こしてください。
さい。
○鈴木(克)委員 大臣に御質問をして終わつたと
です。
○田野瀬委員長 竹中大臣。
○竹中國務大臣 鈴木委員から大変大きな問い合わせ
でござります。前半おつしゃいました、今までの
のさまざまな法律を踏まえて今回が出てる、そ
の流れは一体どうなつてあるんだという趣旨で
あつたかと思います。
これまでの法律につきましては、これは基本的
には、危機対応のための措置といふのは現在の預
金保険法百二条に集約される形でこれまでの改正
が行われているわけでござります。そうした意味で
での恒久的な措置ないしは危機対応としての枠組
みというのは、これは今までの幾つかの経緯を経
てしつかりとしたものに今なつてきているんだと
いうふうに思つております。
今回お願いしている法律といふのは、現下の状
況下で時限的なものとしてその時々の政策の要請
にこたえていかなければいけない、そういう趣旨
でございます。この先々どうなるのか、これは、
先々のことはその時々の政策要請がござりますすか
ら、今の時点でそんなに明確に見通せるわけでは
ございませんですが、この恒久的な措置を基盤に
して、さらに経済全体の政策要請にやはり適切に
対応していくという姿勢は、これはこれで私は必

八

要なのではないかといふ感じは思っておりません

題だと思います。

るんだ、ビジョンなくして国政、政策はないのですから、政策全体については、骨太の方針ないしは「改革と展望」ということで、将来を展望してそれを現在に位置づけるというような形で説明責任を果たすという仕組みが一応とられるようになります。

その中には、もちろん金融も産業の再生も入っています。それで、金融については当面の課題としての不良債権の処理を加速するという意味での金融再生のプログラムについては、地域に関してはリレーションシップバンкиングのプログラムというのを提示させていただいています。

さうにより大きなより長期の問題といふことになりますと、これはどうい性格のビジョンが適切なのかというのはいろんな御議論があるかもしれません、例えば金融に関しては、お亡くなりになつた蠍山昌一先生を中心としたビジョン等々で、市場機能をベースにした金融のシステムの確立、その中では、流れとしてはまさに間接金融から直接金融へ、相対型の金融から市場型の金融へというような一つの流れを明示させていたいだいているところでございまして、そういう流れに沿つてそれぞれの今の我々の政策を行つてはいるわけですが、さういう状況にあるわけでございます。

○鈴木克委員 ただいまの大臣の御答弁については、また後日、時間をかけて一つ一つ検証させていただきたい、このよう思つております。通告に従つて少し話を進めさせていただきたいと思いますが、今回的新法の有効性という点で二点お伺いをしてまいりたいというふうに思つんであります。

序はどのようにお考ふになつておるのかいろいろありますよ。例えば、一県二行にするんぢやないかとか、広域合併を進めるんぢやないかとか、いろいろなことを言われておりますが、その辺のところは、報道されておること、言われておることやはり違うんですか。私は、言われておるとおりだというふうに思つておるんですけどね。なぜかということは後でまた申し上げますけれども。

○竹中國務大臣 報道は、いろいろな報道があるうかと思います。しかし、例えば今おつしやつたような、各県どうする、各地域でどのような数にする、そういう点について我々は上からのお仕着せのような目標を持つてあるという事実は全くございません。これは、あくまでも経営の判断によつてしつかりと判断をいただいていかなければいけない問題であるというふうに思つております。

それともう一点、今お尋ねがございました、何

が検査を厳しくして追い込んでこの法律を使おうとするを得ないような状況にする、そのような書き込みをしてる報道も確かに私も承知をしておりますが、これも事実とは違つております。

ます、検査で追い込むというような概念は、これはございません。検査というのは、これは大変公正不偏な立場で資産の査定をしつかりとやって、信用リスクをしつかりと見ている場であります。

す。ここは金融厅の中でも非常に強い独立性を持つて、検査が今どのような形でなされているか、そういうことは私自身も関与しない、関知しないという立場で、まさに検査の独立性を持つて

て、しっかりと公正不偏にやっているわけであります。したがつて、検査で追い込んで監督はどうこうするとか、そういう体制では全くございません

んし、そのようなつもりは毛頭ございません。
そこは、したがつて、地域についてどのようなな
ビジョンを持つているかというふうに問われます
れば、これはリレーションシップバンキングのア
クションプログラムに尽きるということになろう

かと思します。リレーションシップバンキングのアクションプログラムの中に、地域の金融機関をどのようにしようなどと、そんな話はもちろん全く出てまいりません。これは、まず地域の金融機関がしっかりと地域に根差して、その地域金融機関でしか持てない定性的な情報を活用していただき、企業を再生していただきたい、地元を再生していくという方向を目指していただきたい。我々が地域金融機関に対して持っている政策的な枠組みは、それに尽きているというふうに思つております。

○鈴木(克)委員 大臣、そうはおっしゃいますけれども、例えばこの合併の仮定、地域銀行十二銀行、それから信用金庫四十九金庫、そして信用組合二十九組合、こういう仮定を出されておるわけですよ、これを見れば、何を考へておられるのか、今大臣が言われたこととそれは違うというふうに思うのが当然だと私は思いますけれどもね。だったら、こんなもの出すべきじゃないですよ。なぜこんなものを出されたんですか。こういうものを出されれば、当然そういうふうに思つんんですよ。それが世の中なんです、それが民なんですよ。

○竹中國務大臣 この点に関する委員の御見解は、確かに我々は賜りたいと思います。

しかし、この点もぜひ御理解をいただきたいんですが、これは保証枠を予算として申請しなければいけません。その場合に、やはりその枠としての一つのめどをつけなければいけないという、これは予算上の我々のニーズがございます。

そうした場合に、これは一つの仮定として、地域銀行、信用金庫、信用組合について一定の仮定を置く。しかし、こういうことを考へておるわけではもちろんない、これは繰り返し責任ある立場で国会でも答弁をさせていただいているとおりでございまして、これは一つ政府保証枠を積算するための仮定である。

主として地域金融機関を対象に今回の機能強化を考えているということから、地域金融機関を例示的に挙げてこのような仮定計算をさせていただきます。

これは、こういう趣旨に尽きておりますので、ぜひ御理解を賜りたく存じます。

○鈴木(克)委員 確かに、一つの考え方を出さないやならないということはわからないわけでもないんですが、こういう形で、何行、何割というような形で出れば、やはりそういうことを国は考えているんだなというふうに考えられていくのは私は当然のことだというふうに思うわけであります。今後、こういうようなケースの場合は、もう少し違った形の出し方もあるんじゃないかなとうふうに思つています。

では、次に参ります。資本増強の基準について
ちよつとお伺いしたいんです。

○竹中国務大臣 前半の裁量云々の部分をちょっと先に答えていたしまして、後ほど中小企業の部分についてのお答えをさせていただきます

す。今回、国が資本参加をするに当たって、国として当然のことながら判断をしなければいけない、これは事実であるうかと思います。要は、その判断を回避するわけにはいかないんだと思うんですね。しかし、その判断が恣意的なものになつてはいけない。これはやはり裁量行政という批判を受けるんだと思います。我々としては、その判断をするに当たつて、そういう恣意性 担当者のたまつたまの、そのときの思惑なり恣意性が入らないよ

うにするために、法の設計に当たつては、我々なりでござります。こうした金融機関の選別に必要な、すなわち、審査基準等については、法令等に可能な限り明確に規定をしたつもりでございます。

具体的に言いますと、申請の金融機関には、円滑化が金融の円滑化に向けた取り組み等も盛り込んだ計画をまず提出していただく、これが一つの重要なポイントになります。そこでは、収益性、効率性の向上が見込まれるのか、地域における金融円滑化が見込まれるのか、こういった点を、法会議に定めた要件を厳正に審査いたします。また、会員を初めてとする事業の再構築を求める、金融機関に厳しい自助努力を求める、これもやはりルールをつくつてお願いをするわけでございます。もう一点、これは収益性的数値目標を実現するための裏づけになるようなビジネスプラン、これがやはり大変重要な経営の判断といいますか、生きた経済、市場に根差した判断が要るところでございます。

こうした問題に關しては、**局員**として、民間から意見を聞くという形をとることにしております。つまり、外部の客觀的かつ専門的な知見を活用するというような制度もこの中に織り込んでいるところございます。

そうした点、恣意性を排除する、裁量行政にならないよう仕組みがあるということについての御理解を賜りたいと存じます。

○伊藤副大臣 中小企業向け融資を義務づけないかという御指摘でございましたが、私どもも、由小企業貸し出しというものが多くの金融機関にとってコアの収益源であり、国が資本参加する以上は、中小企業を中心とした資金仲介機能というのを高めていく、これは極めて重要なものだと思います。

このため、今回の制度においては、国が資本を拡大するに当たって、経営の強化計画というものを提出していく。ただくわけありますが、その中で、信用供与を円滑化していく方策、あるいは地盤活性化していく、それに資する方策を具体的に盛り込んで計画として提出をしていただたいと思います。そしてそれを厳正に審査する、こういう枠組みになつてきているわけですが、地域経済活性化していくというのは、これはさまざま取り組みが必要でありますし、一律の目標で設定するものではないんではないかというふうに考えております。

そして、その活性化の方策、取り組みといつまでものが外部から評価できるような、そういう指標といふものもこの計画の中に盛り込んでいく、こうすることを求めているわけであります。こうした指標の中に、例えば中小企業あるいは地元の企業に対する信用供与の総資産に対する割合といふものが考えられる。そして、その他の指標も組み合わせて、地域における周知といいますかパブリックプレッシャーのもので、こうした実績というものを公表しながら取り組みを促していくということが重要なふうに考えているところでございます。

○鈴木(克)委員 この問題の最後に、株主責任のあり方ということで伺いをしたいわけであります。

基準適合金融機関でない金融機関への資本増強に当たり、株主責任として配当の抑制等が考えられるということになりますね。しかし、減資のとうな形を私はとるべきではないのかというふうに思ふわけです。公平公正といいますか、また株主の責任ということの意味からいっても、やはり私はそういう措置をとつていくべきではないのかな、このように思いますか、いかがでしょうか。

○増井政府参考人 今御指摘のように、この新的な公的資金制度につきましては、自己資本比率が基準値未満の金融機関につきましては、資本参加時に、基本的に配当抑制によりまして株主責任の

そして、その活性化の方策、取り組みというものが外部から評価できるよう、そういう指標でいうものもこの計画の中に盛り込んでいく、こういうことを求めているわけであります。そうした指標の中に、例えば中小企業あるいは地元の企業に対する信用供与の総資産に対する割合といふものが考えられる。そして、その他の指標も組み合わせて、地域における周知といいますかバーバーリックプレッシャーのもとで、こうした実績といふものを公表しながら取り組みを促していくところが重要だというふうに考えているところでございます。

基準適合金融機関でない金融機関への資本増強に当たり、株主責任として配当の抑制等が考慮されることがありますね。しかし、減資のとうな形を私はとるべきではないのかというふうに思うわけです。公平公正といいますか、また株主責任ということの意味からいっても、やはり私はそういう措置をとっていくべきではないのかな、このように思いますが、いかがでしょうか。

○増井政府参考人 今御指摘のように、この新たな公的資金制度につきましては、自己資本比率が基準値未満の金融機関につきましては、資本参加時に、基本的に配当抑制によりまして株主責任の

明確化を図るというふうにしております。
減資の方のお話でございますが、幾つか減資
やり方があるかと思います。例えば株数減資と
いうのがございます。こういったやり方ももちろ
んでございますけれども、これにつきましては、理
論的に株数減資の前後で各株主の持ち分となりま
す純資産価値というのは変わらないということを考
えられます。
ただし、一般的に繰越欠損が金融機関にある場
合には会計上の減資を行うということはよく見受け
られるところでございますけれども、公的資金制度
につきましても、繰越欠損の処理によりまして
て、国の保有する株式に対する配当を可能とす
ことは意義があるというふうに考えております。
したがつて、この新たな公的資金制度におきま
しては、申請金融機関においてこのような繰越欠
損の処理が行われていることを前提として資本増
加をするということにしてございまして、そういう
う意味での会計上の減資ということをやつていま
だくということになつております。
○鈴木(克)委員 いずれにしましても、今回二
円という、これは本当に、ある意味では国民に
とつて大変なお金なわけですね。したがつて、十
分に公正で公平で、しかも日本の将来にとって
違ひのない政策であつてほしいというのは国民の
切なる願いだというふうに私は思いますので、
ういう意味で、また我が党のそれぞれの議員の方
立場からこのことについていろいろ意見があろう
と思いますが、ひとつよろしくお願ひをしたいと思
います。

○鈴木(克)委員 いざれにしましても、今回二並円という、これは本当に、ある意味では国民にとって大変なお金なわけですね。したがつて、本当に公正で公平で、しかも日本の将来にとって間違いのない政策であつてほしいというのは国民の切なる願いだというふうに私は思いますので、こういう意味で、また我が党のそれぞれの議員の立場からこのことについていろいろ意見があろうと思ひますが、ひとつよろしくお願ひをしたいと存ります。

それでは続いて、金融政策全般、特に巨額な替介入、それから、国債、財投債を初め財政規律の問題について順次お伺いをしてまいりたい、このようすに思ひます。

まず、外貨準備及び為替介入の関係ですが、去る四月七日の財務省の発表によりますと、ことし三月末における我が国の外貨準備は、約八千二百六十六億ドル、八十七兆円となりました。そして、ことし二月末と比べ約四百九十七億ドルの増加、前年同月に比べて三千三百億ドル、約三十五兆円増加したということあります。これは七ヶ月連続で過去最高を更新し、初めて八千億ドルを超えたわけであります。円高阻止のために、政府、日銀は、昨年度、大変な過去最高の三十二兆円の円売り・ドル買いの介入をしたわけでありましたが、これが結果として外貨準備の急膨張につながつておるわけであります。

そこで、このことに関して、以下三点お伺いをしたいというふうに思ふんです。

まず一点は、国際通貨基金、IMFは、去る四月六日、国際金融の安定に関する報告書を発表しました。这一点は、我が国を含むアジアの為替政策について、大規模介入の持続性に疑問が残るため市場に与える効果が低下する可能性があると強調したわけであります。自國通貨の上昇を抑える市場介入の効果は長続きしない、こういう見解を示しておるわけであります。が、このIMFの見方に関する御見解をまずお伺いしたいと思います。

○山本副大臣 先般公表されましたIMFの世界金融安定報告書、これは半年に一回、定期的にIMFのスタッフが、世界の金融システムの現況、政策課題等について分析するものでございます。今回の報告書におきましては、全般的に、世界の金融市场を取り巻く環境がさらに好転していること等を指摘する一方で、先生御指摘の、世界的な、特にアメリカの経常収支不均衡、こういったことについてのリスク等を指摘しております。

経常収支不均衡の是正につきましては、IMFといたしましては、主要国の当局が秩序ある市場環境を維持しつつ協調的努力をすることが重要と指摘しておりまして、為替介入の持続性に重点を置いた記述ではないというように理解をしており

ます。

いずれにいたしましても、IMFのこの報告書は市場の見方の紹介等も含む一つの分析であると認識しております。ボカラトンのG7の声明にもありますように、我が国の為替レートは経済のファンダメンタルズを反映すべきでございまして、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは経済成長にとりましては望ましくないという考え方には変更はございません。

○鈴木(克)委員 三月中旬以降ですか、ちょっと我が国の介入が抑えられておるというふうに、慎重になつておると言つた方がいいんですかね、というような動きのようでありますけれども、いざれにいたしましても、こういう見方があるということは、私は、やはり厳然たる事実として我々はよく心得ていく必要があるのではないか、このように思つております。

続いて、我が国の外貨準備のうち、証券として持つ資産というのは全体の約八割、六千二百五十八億ドルというふうに言われておるわけであります。が、その大半は、要するに為替介入で得たドルで購入したアメリカ債、米国債だというふうに思ふんですね。そして、アメリカの二〇〇四年度の財政赤字は約五千二百十億ドルに達するというふうに言われておるわけでありますが、このアメリカの財政赤字の穴埋めを我が国の為替介入資金がバックアップしておる、こういうふうに見られておるわけですよね。これはマスコミでもそのような報道が連日のようになされておるわけであります。

○山本副大臣 まず、我が国の為替政策の基本ですが、繰り返しになって恐縮ですけれども、為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは経済成長にとって望ましくないとの我が国の基本的考え方にはら変更はございません。今後とも、日米のファンダメンタルズをよく注視しまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、日本経済の回復の傾向が明確になつてゐる一方で、アメリカ経済も力強く回復していると認識しております。例えば、OECD、経済協力開発機構の二〇〇四年の経済見通しにおきまして、GDP成長率は我が国が一・八%であるのに對しまして、アメリカは四・二%でございます。また、米国債の大体二%弱、イギリスが二・七%というような推移でございます。

また、米国債の購入についてポートフォリオについて御懸念があるわけでございますが、いわゆる流動性、安定性、こういったことから考えまして、一一番適切な措置だということにおいて十数

としてユーロ売りをしておらないわけです。逆に、ドル安であるがゆえに、その資金をアメリカから我が国やその他に移しかえた。これが今の株高の一つの外国人の購入ということにもなつてく必要がありますけれども。昨年十月以降、我が国株式の外国人による買い越しは、この資金もかなり入つておるというふうに思われるわけです。

今後もEU資金のアメリカ離れが進むと、ドルの暴落、アメリカ経済の下降というふうになつていくわけですね。そうすると、結局、急激な円高となりかねないわけであります。そうなれば、我が国もアメリカも、同時に株が落ちていくことになるわけですね。

そこでお伺いしたいのは、我が国は、今後こういうような形で大量の為替介入を続けていくんですか、どうなさるんですかということが一つ。もう一つは、結局、アメリカの今後の経済をどのように見てみえるのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

○山本副大臣 まず、我が国の為替政策の基本ですが、繰り返しになって恐縮ですけれども、為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであることは、さらなる金利上昇を避けるために、政府が日銀に対して米国債の買い戻し期限の延長を決定した、このように伺つておるわけであります。が、このように政府は巨額介入により生じる矛盾と介入の後始末に追われておつて、円高と介入の悪循環に陥つておるのではないのかな、このように私は思うんですけども、政府の御見解はいかがですか。

○山本副大臣 我が国の為替介入は、円安を誘導したり、相場の特定の水準を維持するために行つているものではございません。市場の思惑的、無秩序な動きに対応して、相場の行き過ぎを防ぎ、乱高下を抑制することを目的としているわけでございます。

先生御指摘の、日本銀行との間で交わした取り決めに基づきまして、約十兆円の米国債を日本銀行に対して買い戻し条件つきで売却し、このうち三・九兆円相当は既に買い戻した。けれども、残余の六・一兆円について、この取り決めに基づいて外為特会が売却した米国債を買い戻すための必要な円資金の調達が懸念されるのではないか、こういう御懸念を御指摘いただきたわけでございますが、これにつきましては、買い戻し期限を延長することを日本銀行と確かに合意しております。しかししながら、遅くとも平成十六年六月三十日までには確實に買い戻すわけでございます。

れにつきましての円資金の調達に支障はないわけでございます。

それなら何で延長するんだと先生御懸念でございますが、これは、谷垣大臣がいろいろなところで発表される言葉でござりますけれども、資金繰りの平準化、こういう言葉で大臣は表現されておられまして、円資金の調達に支障はないけれども、極端に資金繰りを急にしますと、市場にひょっとすると影響があるかもしれないというような懸念のもとに平準化した、こう御理解いただければ幸いでございます。

○鈴木(克)委員 今の御答弁について、また改めていろいろと申し上げていきたいと思うんです。が、通告をいろいろさせていただきておりまして、一通りずっとやさせていただきたい、本当に、きよう仮に全部やらせていただいて、まだ私が伺いたいことの一%ぐらいだというふうに思っています。百時間ぐらいさせていただかないといふんとしては納得いかないというふうに思っていますので、そういうことで、とりあえずざつと流させていただきます。

では、国債に入ります。これからが、実は、私が本当に国会を目指してきた最大の目的と言つてもいいところだというふうに御理解をいただきたいのですが。

不況の中で、国税収入は減少する一方であります。平成二年度の六十一兆円から、平成十四年度は四十三・八兆円、そして本年度は四十一兆円ということだと思います。他方で、国債と借入金を合わせた残高というのは、平成十六年度末で八百十四兆円となる見込みであります。これらを返済するためには、新たに借金を重ねて借換債を発行せざるを得ない。この借換債と新規の国債を合わせた国債発行額は、平成十六年度が百二十兆円、平成十七年度が百四十一兆円、最も多くなる平成二十年度には百七十二兆円に達すると思われます。また、平成十七年度には、借換債だけでも百四兆円ということで、初めて百兆円を突破するわけですよね。

かつて、大蔵省は、銀行のシンジケートに半ば強制的に国債を買わせる、また、郵貯や簡保や年金資金に売りつけてきた。しかし、郵政民営化と

いう状況の中で、国債の安定消滅に懸念が生じておるということではないかなと思うんです。したがって、私は、郵政民営化というのも、そういった意味からいつても、これは簡単なことじゃないというふうに思つておるわけですが、それはまた別の議論とさせてもらいます。

国債の発行量が市場の許容度を超えると、当然のことながら、国債価格の下落、そして、利回りの上昇によって長期金利の上昇につながっていきます。そして、長期金利の上昇が続けば、来年度予算編成で国債発行の想定金利を上げる必要が出てくるんだと思うんですね。その結果、利払い負担が重くなり、国債費の膨張によって政策経費を圧迫していく。景気が低迷を続ける中で長期金利が上がれば、一段と景気の悪影響を及ぼしかねない。明らかにこれは悪循環ですよね。

こうした悪循環は未然に断ち切る必要があるといふうに思うんですが、大量の国債を消化するために政府はどのような方策を講じようとしておられるのか、ぜひその具体策を聞かせていただきたいと私は思うんです。

これは本当に大きな問題だと思うんですよ。ひとつ腹を据えて、この問題はずつと私のテーマでやつていただきたいと思ってますので、きょうの御発言をまた次の質問のネタにさせていただきたい、こう思つておりますので、腹をくくつて御答弁をいただきたいと思います。

○山本副大臣 国債の発行に当たりましては、財政構造改革の推進によりまして、国債に対する信認を確保しつつ、中長期的な調達コストを抑制しまして、確実かつ円滑な消化を図るという基本的な考え方に基づき、市場のニーズ、動向、これらを十分に踏まえた上で国債発行を行うなど、適切な国債管理政策の運営に努めてまいっているところでございます。昨年十二月には、今後の国債管

「国債管理政策の新たな展開」を公表しているところでございます。

今後とも、引き続き、この取りまとめに盛り込まれました施策を含めまして、国債市場のインフラ整備や、国債の商品性の多様化を通じた国債保有者層の拡大などの施策を進め、大量に発行される国債の安定的な消化を確保しまして、国債市場の安定を図つてまいりたいと考えております。

なお、先生御指摘の金利の動向でございますが、国債の需給に加えまして、景気や物価の動向、財政金融政策等の複合的な要因によりまして変動するものでございます。今後の動向につきましては、一概に申し上げることは困難でございますが、市場の動向につきまして注視してまいりたいと考えるところでございます。

○鈴木(克)委員 当然、そういうふうな御答弁だろうとうふうに思つておるわけですねけれども、本当に一つ深刻な問題だと私は思つています。これは、きょうはそれぐらいにしておきますけれども、

もう一つ、非常に重要な指摘を私はさせていただいたいと思います。これは、偶発債務ですよ。偶発債務、これを当然視野に入れた債務管理をしていかないと、これは大変なことになつていくといふうに思つうんです。このことについてちよつと申し上げていきたいんです。

我が国の政府債務残高は、直近で名目GDP対比一五〇%ということになります。この比率は、主要先進国の中では群を抜いて高いわけですね。この場合の政府債務には国債や地方債などが含まれておるけれども、政府の債務は実はこれだけじゃないわけです。例えば、将来、特定の出来事が起つた点で初めて政府の支払い額が決定するような偶発債務も政府債務の一種であり、これがまた大変なことだというふうに思います。

私も、かつて、小さな町ですけれども、市長をやつていまして、公営企業金融公庫へ行つてお預りをしてきたことがあります。あれはいいところにありますね、ガーデンコートのツーフロアを借

り切つて、理事長さんは年収三千何百万、余分な話ですけれどもね。私は、蒲郡市役所で、あいた部屋があるから来てください、ただで貸しますよと話したことがあります。恐らく家賃は数千万だと思いますね。もっと大きいかもしませんけれども。

幸いなことに、現在、日本は低金利ですよね。だけれども、もし金利が急上昇したり、それから、現在国債を大量に保有しておる民間銀行が、例えば多額の評価損が発生して、その経営が不安定化——だから、先ほどから金融大臣は一生懸命で、銀行はしつかりしなきやいかぬということをやられておると思うんですけれども、こうした事態を防ぐためにも、政府は、広い意味での政府債務を視野に入れたリスク管理を行つていかなければなりません。将来に向けた政府債務の償還をめぐる不確定性を減らすことが欠かせないんではなかやいかぬ、将来に向けた政府債務の償還をめぐる不確定性を減らすことが欠かせないんではなかやいか、このように思うわけですが、このいわゆる

平成十六年四月十四日

偶発債務を含めた二番目の問題、国債以外の問題についてどのような御見解なのか、お伺いしたいと思います。

○山本副大臣 まず、国の債務残高につきましては、世界の先進国の中でも大変厳しい状況にあるという認識をしております。こうした観点から、公的債務残高を適切に把握することは極めて重要な課題でございます。その上で、先生の御指摘にありましたように、公的債務管理政策に関する研究会の報告書でも、緊張して政府は歳出あるいは財政運営にからなきやならぬという指摘があるわけでございます。

特に、特殊法人等の債務について、国会に提出する予算の参考書類としまして、既に公表されておりますが、国の貸借対照表試案、さらに連結貸借対照表、こういうものを示しておりますけれども、十三年度末における債務の合計額は、国と特殊法人等の合計で一千三十五兆というような数字も示しているわけでございまして、こういう先生御指摘の偶発債務も含めましたいわゆる国債管理によるもの的重要性、そして、これの縮減というものに対する緊張感は、今後ともかなり厳しく持つていかなければならぬというように思つております。

そこで、公的債務残高につきましての現状や政策を示しつつ、説明責任を果たしていくことがます何より重要であると考えております。ことしからは債務管理レポート、こういうものも作成して公的債務に関する情報提供に一層努めることによりまして、こうした緊張感を維持していきたいというように考へるところでございます。

○鈴木(克)委員 私は、国の偶発債務についてもつと国民の前に明らかにしていく必要があるというふうに思つてあります。一つの提案も含めて御質問をしたいと思うんですけれども、いわゆる政府保証を民主的にチエックをしていく体制をつくるべきだ、こういうことでございます。我が国で国の偶発債務の中心をなしている政府保証債務をめぐり、国が必要以上のリスクを抱え込

まないためにも、個々の案件に政府保証をつけることの是非を納税者の視点で事前にチェックできる体制づくりが欠かせない、このように思うわけであります。

ところが、我が国の予算制度はこうした理想像からほど遠い状況にあるわけで、政府保証制度をめぐる現行の手続は、毎年度の保証限度額を保証を受ける特殊法人ごとに一般会計の予算総則で示し、その内容を国会の議決に付すというだけのことなんですね。今現在は、このために、政府保証の付与に伴い、国が将来に向けて実際にどれほど金額を支払わなければならないのかというのがわからぬわけです。また、国の実際の支払い額は、それが確定するまで一般会計の予算総則に計上されないのでですね。しかも、政府保証については、保証限度額の五〇パーセントでは国会の議決なしで保証額の上限を引き上げられる弾力条項が認められており、こうしたことなんですね。

度は、いわゆる財政民主主義の立場からいつても、これは非常に問題がある、私はこれは絶対放棄すべきではないというふうに思つてますよね。例えば海外はどういうふうになつているかといふと、アメリカの連邦信用計画では、将来に見て見込まれる国の支払い額を保証債務の発生時点では現在価値に引き直して表示する方法、将来に合わせた枠組みを取り入れることで、連邦政府が民意に反した保証を行うことに歯どめをかけているというふうに言つておるわけですね。

そこで、現在価値に引き直して表示する方法、将来に合わせた枠組みを取り入れることで、連邦政府が民意に反した保証を行うことに歯どめをかけているというふうに言つておるわけですね。私が國で国の偶発債務の中心をなしている政府保証債務をめぐり、国が必要以上のリスクを抱え込

と思います。しかし、できる限り、リスク管理が可能なものの、そうでないもの、民間部門に対するもの、非民間部門に対するもの、そういうものの仕分けしつつ、適時適切な説明責任を可能にして、本筋に、先ほどから申し上げているような形で、もつと明らかにしていく、そして安易な形で債務保証を国民が受けることのないような形をぜひ分けてもらうことになつて、実質的には財投改革以前と何ら変わらないことになつてしまふんですね。このような中で、果たして経過措置終了後の財投債全額市中消化の見通しというのは立つておるんでしょうか、このことをぜひお伺いしたいわけであります。

○鈴木(克)委員 いずれにしても、きょうはこれぐらいにさせていただきますが、私は、やはりこの問題を何回もきちっと取り上げさせていただい

て、本当に、先ほどから申し上げているような形で、もつと明らかにしていく、そして安易な形で債務保証を国民が受けることのないような形をぜひ分けてもらことになつて、実質的には財投改革以前と何ら変わらないことになつてしまふんですね。このように今お考えになつてしまふん

ではないか、こういうふうに思つておるわけです

けれども、この辺、どのように今お考えになつてしまふん

るのか、きつちりとひとつ御答弁いただきたいと

思います。

私は、結局、郵貯、年金に引き続き相当額を引

き受けてもらうことになつて、実質的には財投改

革以前と何ら変わらないことになつてしまふん

ね。このように今お考えになつてしまふん

るんでしょうか、このことをぜひお伺いしたいわ

けであります。

○牧野政府参考人 お答えをいたします。

先生御指摘のとおり、財政投融資制度の改革に伴いまして、経過措置として、預託期間が七年であることから、これが払い戻されるまでの七年間、当初七年間につきましては、市場に与える影響等に配慮して、郵貯、年金等に財投債を直接引き受けもらうという経過措置を設けております。

これが終了した後に財投債の消化は大丈夫な

か、そういう御質問だと思いますが、それは、経過措置終了後の財投債の発行額がどの程度になるか、それは財投計画の規模等によるわけでございまますから、今の段階で限定的なことを申し上げることはできないというようになりますが、ただ、

事情として申し上げられることは、まず経過措

置が終了いたしましたときは、基本的に郵貯や年

金に対する預託金の払い戻しも終了してお

ります。現在は七年間で順々に預託金が払い戻される

ものですから、それで急激に原資が減つていきま

すから財投債の発行額が大きいという事情にある

わけでございますから、そういう払い戻しが終了

いたしますので、その分の財投債の発行は必要な

ことになります。

他方、財投債の相当額を引き受けている郵貯、

簡保は、いずれ郵政民営化、先ほど申し上げたとおりであります。郵政民営化の方向で、国債の新規発行額も残高も累増しておるという状況です。

このような中で、果たして経過措置終了後の

財投債全額市中消化の見通しというのは立つてお

るんでしょうか、このことをぜひお伺いしたいわ

けであります。

○鈴木(克)委員 いざれにしても、きょうはこれ

ぐらいにさせていただきますが、私は、やはりこ

の問題を何回もきちっと取り上げさせていただい

て、本当に、先ほどから申し上げているような形

で、もつと明らかにしていく、そして安易な形で

債務保証を国民が受けることのないような形をぜ

ひ制度化していく必要があるのではないかな、こ

のように思つておりますので、ぜひその点も御理

解をいただきたいし、お願ひをしたいなというふ

うに思つていています。

さて、時間もあとわずかになりました。全部ど

うもできそうもないわけであります。財投関

係、特別会計関係ということで支度をさせていた

だいていますが、また次回に回させていただきた

いというふうに思つていてますけれども、財投だけ

ここでやらせていただきたいと思います。

○牧野政府参考人 お答えをいたします。

先生御指摘のとおり、財政投融資制度の改革に伴いまして、経過措置として、預託期間が七年であります。現在価値に引き直して表示する方法、将来に合わせた枠組みを取り入れることで、連邦政府が民意に反した保証を行うことに歯どめをかけているというふうに思つていてますけれども、財投だけ

ここでやらせていただきたいと思います。

平成十三年度の財投改革に伴い、郵貯、年金の全額預託義務が廃止され、これは制度が変わったわけでありますけれども、しかし、依然としてこの預託金残高が平成十四年度末で三百二十・五兆円あるというふうに思います。預託金は貸付金の返済を受ける前に返済しなければならず、そのため、一つ、財政、金融資金の資金繰り確保のために、一つ、財政、金融資金の資金繰り確保のために、また、二つ、財投債の発行による市場への影響を配慮する観点から、平成十三年度から、御案内のように、七年間の経過措置が設けられており、これまで、そして国会を通じて国民にわかりやすく知らしめていく必要があるのではないか、私はこのように思うわけですが、この点についていかがですか。

○山本副大臣 先生御指摘のように、特に偶発債

務の中の保証債務、こういったものについて、管

理で得るものとリスク管理できないものがある

あります。

それから、財投改革後、財投の規模は大幅に縮減しておりますから、財政投融資資金の貸付規模は十六年度計画で十四・一兆円ということになつておりますから、規模自体も相当圧縮されております。したがいまして、私どもとして、経過措置の終了後、国債、財投債の消化に何か特段大きな問題があるというようには現在のところ考えておりません。

したがいまして、先生おっしゃいましたように、経過措置終了後も、郵貯あるいは年金に財投債の引き受けをお願いするじゃないかという御指摘につきましては、私どもは、そういういた措置を二十年以降継続することは考えていないとこどござります。

○鈴木(克)委員 どうもありがとうございました。冒頭申し上げましたように、きょう初めて私も竹中大臣にこういう形で御質問させていただきたいと思いますが、これは始めてございまして、これから本当に、私は先ほど言つておるよう、国債の問題と、偶発債務を含めた陰の借金といいますか、この問題をやはり徹底的にやらせていただきたい、このように思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田野瀬委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 松原仁であります。

今回の法律が出て、これで中小企業に対する貸し渋りや貸しはがしがどうなるんだろう、こういうことで、有効であればいいわけ但あります、そこに結びつくのか、大変に大きな疑問を感じる人であります。

冒頭申し上げたいことは、一般の民間企業には公的資金というのはなかなか入らないわけありますが、金融機関には公的資金が注入される、これは当たり前のように議論をしているわけであります、一応、その原点、これはなぜゆえ公的資金が金融機関に注入されることが妥当とされているか、竹中大臣、お答えください。

○竹中国務大臣 基本的には、金融機関、特に銀

行システムが持つているインフラとしての公共性ということがあります。預金者がいて、善意の預金者の保護というのが重要な問題になつてきます。さらには、決済システムというのは、これはまさに我々のインフラでございます。我々も、個人生活をかんがみても、企業はもちろんでありますけれども、特に日本の場合、多くは銀行システムによって決済が行われているということがあります。

もう一つ挙げるとすれば、銀行というものが、一種の、いろいろな形での連鎖的な影響を非常に引き起こしやすい体质を持っているという点、そういう点もやはり政策を行う上での非常に重要な考慮の対象になる。

基本的には、預金者の保護、それと決済システムに万全を期する、そういうところがそのベースにあるというふうに思つております。

○松原委員 中小企業に対するさまざまな貸し付け等というのももちろんその公共性に入る、こういうことです。

〔委員長退席、山本(明)委員長代理着席〕

○竹中国務大臣 失礼いたしました。

預金者の保護と同時に、事業者等に対する円滑な資金の供給、これはまさに金融セクターが担つてゐる大変重要な社会的使命でございます。

○松原委員 よく例えられるわけでありますが、

経済の血液がお金である、したがつて、お金といふ血液を経済に循環させる、経済という体に循環をさせる心臓のポンプのような役割を果たしている、こういう認識でよろしくうござりますか。

○竹中国務大臣 一言で言えば、金融の円滑化、それが金融セクターが担つてゐる重要な役割だと思います。

今松原委員は、血液に例えられて循環というふうにおっしゃいましたけれども、その血液の循環、まさに金融が円滑化しないと経済活動というものは順調に支えられない、これは大変重要なボイントであると思います。

○松原委員 アナロジーを使って表現するという

のはいい点、悪い点もあるかもしれません、率直に申し上げて、日本の経済を一個の人間の体と

いうふうにひとつ比喩を、例えて言うならば、血液は十分に回つてるとお考へでしようか。

○竹中国務大臣 委員おっしゃったように、比喩

はまさに我々のインフラでございます。我々も、

個人生活をかんがみても、企業はもちろんでありますけれども、特に日本の場合、多くは銀行シス

テムによって決済が行われているということがあ

ります。

もう一つ挙げるとすれば、銀行というものが、

一種の、いろいろな形での連鎖的な影響を非常に

引き起こしやすい体质を持っているという点、そ

ういう点もやはり政策を行う上での非常に重要な

考慮の対象になる。

基本的には、預金者の保護、それと決済システ

ムに万全を期する、そういうところがそのベース

にあるというふうに思つております。

○松原委員 中小企業に対するさまざまな貸し付

け等というのももちろんその公共性に入る、こう

いうことです。

○松原委員 血が少し行つてないんじゃないかな

という議論はあるわけですよ。要するに、中小企

業を多く回つていると、お金がないわけですよ、

お金が回つてない。借りようとしても借りられな

い。これを俗に貸し渋りと言つてあります

が、貸し渋りは当たり前であつて、それがもう當然のような状況になつてゐる。また、貸しはがしも、これも当然のような状況になつてゐる。これ

はもう完全に血液が不足している状況というふうに認識をするべきだと思つてゐるわけです。したがつて、これを何とかするということが金融庁の最大の責任であろう、というふうに思つております。

そういう中で、データを見ると、貸出残高とい

うのはそういう意味で一つの指標になるとと思つておりますが、貸出残高は、これは、いわゆる国

内銀行にしても、また信金、信組にしても、非常

に落ち込んでいるわけであります。

これを見ますと、一九九三年の三月は、信金が

六十五兆四千億円、信組が十八兆四千億円、国内

銀行は五百六兆、こういうふうな状況であります

たが、どんどんとこれが落ち込んでいきます。

一九九四年の三月期では、この段階はまだ余り落

ちてないですね。その後、例えば一九九六年三

月期は、国内銀行五百二兆、そして信金が六十九兆ですか。そして、二〇〇〇年、この辺でぐっと

落ちてきますね。三月期では、これは、国内銀行

が四百七十四兆、信金が六十八兆、信組が十三

兆。そして、二〇〇一年、二年、三年と、二〇〇

三年の現在では、国内銀行は四百十一兆、約百兆

弱の貸出残高の減少をしてゐる。信金は六十二兆

ということで、これは三兆円。信組は九兆円とい

うことと、半分になつてゐるということでありま

す。

要するに、そういう意味では、企業に対して

の貸し付けがこれだけ減つてゐるということは、

金融機関が公的機関としての役割を現状では十二

分に果たしていないと言えるのがどうか、御答弁をお願いします。

○竹中国務大臣 今、個々の数字についてちょっと

と一つ一つはフォローできなかつたのでございま

すけれども、傾向として、九〇年代の半ば、後半

以降、銀行の貸付残高が低下してゐるというのは

御指摘のとおりでございます。これを受けてどの

ような政策的な対応、我々なりの現状判断をして

いかかというのは、やはり今の銀行行政の重要な

出発点になるというふうに思います。

ただ、ここで、やはり私自身大変難しい問題だ

と思つておりますのは、今委員がおっしゃつた数

字を少し形を変えて申し上げさせていただきます

けれども、これは銀行貸し出しの相対的な大きさ

という意味で、GDPに対する比率でございま

す。

これはもう何度か申し上げさせていただきまし

たが、八〇年代の前半ぐらいまでは、日本の銀行

貸し出しの対GDP比というのは七〇%ぐらいで

推移していた。これが半ばぐらいからどんどん

上がつてしまつて、一九八九年、九〇

年、まさにバブルのピークのときには一〇二%、

一〇〇%を超えるわけでございます。これがまさしくバブルに向かう道でありました。結果的に見ると、銀行は貸し過ぎた、企業は借り過ぎた。非常に過大なバランスシートを背負つてしまつて、一方で資産デフレが起こつたことによつて、そのバランスシートの調整が必要になつた。

しかし、今、委員少し言及くださいましたけれども、九〇年代の半ば、後半ぐらいまで、この比率というのほんと変わらないんですね。つまり、減らなかつたんです、バブルが崩壊したにもかかわらず。それが、九七年の、いわゆる金融が危機的な状況に直面する、それを契機にして急速に減つてきた。この中で、貸しはがし、貸し渋りという問題が社会問題として表面化してきました。今どのぐらいのところにあるかというと、八〇%強でござります。

したがつて、今委員御指摘のように、企業から見るとなかなか貸してもらえないというような事実、そういう困つている企業がたくさんある、それは事実だと思います。しかし一方で、企業から見ると、また銀行から見ると、今までバブルのときばかり何らかの形でやらざるを得ない。

私は、一〇〇%を超えたところから八〇%強まで来て、だから今、最終段階、この調整の最終段階に入つた、大変重要なチャンスだというふうに思つておりますけれども、これが一気に進むといふことは、これはやはり企業部門に対して大変大きくシヨツクがございます。そこを、できるだけ必要なところにはお金がしつかり回るようにしながら、しかし日本全体のバランスシート調整が進むような形にしていかないと、日本経済がなかなか次の段階に行けない。やはりそこは大変苦しいふうに思つております。

その中で、やはり我々が考えなければいけないのは、日本経済がこういう非常に特殊な状況に置かれているということを踏まえて、主要行のようリソースを持つているところにはしっかりとし

た不良債権の処理をやつていただきたい。しかし、地域金融機関のようなどころには、まず地元をしつかりとさせて、それで自分が強くなつていかくというような、違うアプローチをとつていただきたい。私たちは、そうした中で、そこに地域金融機関を念頭に置いて、金融機能の強化をこの時期に図ることの必要性というのを感じていただけます。

それから、一点。済みません、長くなつて大変恐縮ですが、数字のこととでぜひ認識賜りたいの

は、貸付残高が減つているんすけれども、実

は、貸付残高が減る裏で、これを証券化する等々の幾つかの新しい手法を我々は準備してきています。

これがこれで、銀行の貸出残高は減つていて

ますけれども、ファイナンスは別についています、企業につい

ては、貸付残高が一兆円減りましたという場合に、そのうちの

半分とか三分の一とか、そのぐらいはオフラン

ス化され、銀行の貸出残高は減つていて

ますけれども、ファイナンスは別についています、企業につい

ては、貸付残高が一兆円減りましたといふ状況は出現しつつあります。

これはこれで、バランスシート調整を銀行はや

りますけれども、ファイナンスはしつかりつくよ

うな、そういうことは構造改革の一環としてやら

れも生き物ですから変わつていくわけで、その他

新しいファイナンスのあらわれ方もあるという議

論もありますが、どれぐらいが一つの健全な状況

なのか。血液が回り過ぎるというのは、アルコー

ルを飲んで回つているような状況かもしれない

し、それはわからない。そういうような形ではな

くて、どのぐらいが妥当なものかという認識がな

ければいけない。

私は、一本調子で下がるよりは、途中振り戻し

ながら下がらないと、やはりこれは大変なことに

なると思うんですよ、そうは言つたつて。それ

は、熱いふるに入つていた人間がいきなり水ぶろ

に入るような話でありますから。

そういつたことでは、私はやはり大臣に、その

辺もうちよつと詳しく方向性の所見を聞かせても

らいたい。

○松原委員 これは八〇%ぐらいだと今お話をあつたわけですが、竹中大臣の認識としては、かつて七〇%の時代があつて、今八〇%というの

は、逆に言えば七〇%までは、それくらいまで落

ち込んでもこれは別に、それは一つの正常値だ、

こういう認識でありますか。

○竹中國務大臣 何が正常値かというのは厳密に

思います。これは、専門家に聞けば、例えば、

調整がほとんどもう終わりに来ているんだ、だからこそ日本の経済がこここのところ元気になり始め

たんだという認識の方もおられます。一方で、よ

り長期をとつて見るならば、日本は間接金融から

直接金融へさらに移つていかなければいけない

が、各銀行がしつかりとした経営を続ける中で、

結果的に一つの均衡値に到達していただくしかない問題であるうかと思つております。

ただ、大変ラフな現状認識としては、過去の経験等々から判断して、しかし、日本はやはり間接金融に依存している割合が高いわけでございます。

から、バブルのとき異常に膨れ上がつたものが

今調整の最終局面に達しつつある、この状況を大切にして、今だからこそやはりしつかりとバランス調整を終局させて、しかし、そのときに

摩擦が生じないようにして、それで次の段階に行

く、大変重要なこの時期を乗り切りたい、そのよ

うな認識を持つております。

○松原委員 そういうことであれば、ただ、金

融庁が一つの施策を打ち出してやる場合にどこの

あたりが一番、GDPが変わるわけですから、こ

れも生き物ですから変わつていくわけで、その他

新しいファイナンスのあらわれ方もあるという議

論もありますが、どれぐらいが一つの健全な状況

なのか。血液が回り過ぎるというのは、アルコー

ルを飲んで回つているような状況かもしれない

し、それはわからない。そういうような形ではな

くて、どのぐらいが妥当なものかという認識がな

ければいけない。

私は、一本調子で下がるよりは、途中振り戻し

ながら下がらないと、やはりこれは大変なことに

なると思うんですよ、そうは言つたつて。それ

は、熱いふるに入つていた人間がいきなり水ぶろ

に入るような話でありますから。

そういつたことでは、私はやはり大臣に、その

辺もうちよつと詳しく方向性の所見を聞かせても

らいたい。

○竹中國務大臣 これも本当に大変難しい問題だと思います。

日本は、個人の金融資産で、額からいいますと

いうことであります。日本が高くてアメリカが

低い理由というのは何か、竹中さん、所見をおつ

しやつてください。

○松原委員 アメリカは日本よりも低いと

いうことがあります。日本が高くてアメリカが

低い理由というのは何か、竹中さん、所見をおつ

しやつてください。

○竹中國務大臣 実は、この問題は本当に古くて

新しい問題でございます。

日本は、個人の金融資産で、額からいいますと

いうことであります。資産をたくさん持つて

いる。資産をたくさん持つて

もつとはるかに低いわけでございますから、やはりかなり長期にかけてこういう調整を続けていかなければならぬのではないかというような認識の方もいらっしゃいます。そこはやはり、ちょっと、我々の知見でもつてはなかなか長期、具体的には語れない問題でございます。

しかし同時に、政策でありますから、何らかの

中間目標的なものは何か持つていなければいけないという議論は、これはあり得るんだと思いま

す。私たちは、銀行に関して言うならば、貸し出

しの残高について中間的な認識を持つことは難し

いけれども、正常化の一つの入り口として、不良

債権の比率に関しては、これもバランスシート調

整の一つのメルクマールでございますから、四%

台というのを掲げて当面の仕事を続けているわけ

でございます。

これについては、そういうことを掲げた当初

も、これが適切かどうかいろいろな御議論をこ

の場でもいただきました。今後、来年の三月には

この目標を我々は達成したいと思っておりますけ

れども、しかし、その先金融行政をさらに強化し

ていく必要があるわけで、この点については、

この目標を我々は達成したいと思っておりますけ

れども、しかし、その先金融行政をさらに強化し

ていく必要があるわけで、この点については、

我々は当面そこを目標にして一生懸命やって

おつべきなが、また我々もしつかりと検討をしなければいけないと思つております。

これについては、そういうことを掲げた当初

も、これが適切かどうかいろいろな御議論をこ

の場でもいただきました。今後、来年の三月には

この目標を我々は達成したいと思っておりますけ

れども、しかし、その先金融行政をさらに強化し

ていく必要があるわけで、この点については、

我々は当面そこを目標にして一生懸命やって

おつべきなが、また我々もしつかりと検討をしなければいけないと思つております。

○松原委員 アメリカは日本よりも低いと

いうことがあります。日本が高くてアメリカが

低い理由というのは何か、竹中さん、所見をおつ

しやつてください。

○竹中國務大臣 実は、この問題は本当に古くて

新しい問題でございます。

日本は、個人の金融資産で、額からいりますと

いうことであります。資産をたくさん持つて

いる。資産をたくさん持つて

ン、一部はハイリスク・ハイリターンというようなポートフォリオを資産の熟成とともに組んでいくはずだというふうに一般には思われてゐる。こういう議論、もうほん二十年間なされてゐるんだと思います。

しかし、御承知のように、日本の家計の資産の五六%、六割弱はローリスク・ローリターンの銀行預金に集まっている。さらには郵貯に集まっている。郵貯は、今の場合だとローリスクといつうよりはノーリスクといつう状況にあるわけございますから。これがしかし、どうして、もつとミドルリスク・ミドルリターンのようないつう、投資信託とかいろいろなところに向かうはすのにと言ひながら、もう実は二十年を経過しているんだと私は思つております。

これはいろいろなアンケート調査がござりますけれども、我々としても、投資教育を含めて、貯蓄から投資の流れを一生懸命つくろうといつうふうにしてゐる。

昨今、株式市場が活況を呈する中で、個人の投資家の売買高、売買に関しては実は個人のウエー

トが三割に達した、個人の取引が一年間で二倍になつた、こういうような状況も少しは出でおりましたが、しかし、それでもまだ五六%が、五〇%か六〇%が預貯金、安全な預貯金を行つてゐる。国民のポートフォリオが背景にある。

アメリカのことをお尋ねになりましたので、アメリカ、一概には言えませんけれども、やはりその意味では、日本よりはミディアムリスク・ミニアムリターン、ハイリスク・ハイリターンの投資ポートフォリオを組むような社会的な風土が定着している。

ここは我々にとって政策上も大変重要な挑戦の課題でございますけれども、やはり、決してこれは直接金融だけではなくて、投資信託に象徴されるように、市場型の間接金融、相対型の間接金融が銀行取引であるならば、市場型の間接金融といふのは投資信託等、さらには直接金融、そういうもののウエートが結果的に国民の選択によつてふ

えるような、そういう環境はぜひつくつていかなければいけないと思つております。

○伊藤副大臣 お答えをさせていただきたいと思います。

都市銀行は、もう言うまでもありませんが、主として大都市に営業基盤を置いておりまして、そして、各地に支店網を擁する、全国的な規模で業務を開拓する銀行でありまして、そうした意味か

らしますと、我が国の金融システムの中核を担つて、ああ、そうか、それだったら、これは経済の風土が違うということははしなくも明らかなんですね。これは後で議論しますが、したがつて、日本の経済風土というの全然違うと。その経済風土の違いというのが、私は金融問題を考える上で一番重要だと思うんですよ。これは後で議論しますが、したがつて、アメリカの経済風土の方程式を、もし力と違う。アメリカの経済風土の方程式を、もしくはインテナショナルということグローバルな方程式を日本に持つてきて、それが全然成功しない可能性というのは極めてあるわけですよ。それは、法人二税の水準だつて、今は日本も安くなつてきたけれども、過去、全然違う。そういう意味からいくと、経済風土の違いということを竹中さんは徹底的に認識した上でやらなきゃいけない。

これは後で議論するつもりだつたけれども、民衆党の金融マニュアルの中で、後で中塚さんに答弁してもらおうと思つてゐるけれども、要するに、どこまでがみなし自己資本かという議論もこのから出てくるわけですよ。経済風土が違うんだから。

一方、地域金融機関というのは、地域に根差して、そして長期的な取引関係の中で得られた情報、いわゆるリレーションシップバンкиングとしての業務を柱として事業展開がなされているわけでありまして、こうした地域金融機関というのが地域の中小企業に対する金融の円滑化、そのための重要な役割を果たしてゐるわけであります。

私どもいたしましては、地域の金融機関がリレーションシップバンкиングの機能というものを強化していく、向上していく、そうしたことを確実に図りながら、中小企業の再生と地域経済の活性化のための各種の取り組みというものを着実に進めていく、こうしたところを求めてゐるところでございます。

○松原委員 今、リレーションシップバンкиングという表現があつたわけありますが、このリレーションシップバンкиングということを考えても、やはり日本の大臣でありますから、徹底的に御認識をいただきたいと思っているわけであります。これは答弁はいいです。

それで、地域金融機関と都銀の役割の相違点といふことで御質問申し上げます。

そこで、次の質問に移りますが、そういう中で、現在日本はオーバーバンкиングと言われてお

ります。これについての御所見を伺いたい。

○竹中國務大臣 ちょっとと一言、風土の違いを踏まえらるといふのは、これはもう私自身、全くそのつもりでやつております。だからこそ、リレーションシップバンкиングのそういうプログラムをつくらるるというのは私自身が提案して形になつた

は経済の風土が違う、これはもう実際そういうことです。いろいろな理屈があつていろいろな理由がある。私が今申し上げたいのは、今議論の中

で、ああ、そうか、それだったら、これは経済の風土が違うということははしなくも明らかなんだ、全然違うと。その経済風土の違いというのが、私は金融問題を考える上で一番重要だと思うんですよ。これは後で議論しますが、したがつて、日本の経済風土というのはアメリカと違う。アメリカの経済風土の方程式を、もし力と違う。アメリカの経済風土の方程式を、もし

くは法人二税の水準だつて、今は日本も安くなつてきたけれども、過去、全然違う。そういう意味からいくと、経済風土の違いということを竹中さんは徹底的に認識した上でやらなきゃいけない。

一方、地域金融機関というのは、地域に根差して、そして長期的な取引関係の中で得られた情報、いわゆるリレーションシップバンкиングとしての業務を柱として事業展開がなされているわけでありまして、こうした地域金融機関というのが地域の中小企業に対する金融の円滑化、そのための重要な役割を果たしてゐるわけであります。

私どもいたしましては、地域の金融機関がリレーションシップバンкиングをやつたと。それは、一つ、それはそれで評価しましよう。しかし、大事なことは、リレーションシップバンкиングだけで日本のみでござりますけれども、オーバーバンкиングでありますかどうか、そういうことは一概には言えないであります。しかし、そのオーバーバンкиングというのが、どの程度の銀行の数、それとか銀行の規模が適切なのか、そういうようなことに関して言うとするならば、これはやはり一概に言えて踏まえてやつてあるつもりでございます。

お尋ねのオーバーバンкиングの問題というのは、これはそういう議論があるということは承知をしております。しかし、そのオーバーバンкиングというのが、どの程度の銀行の数、それとか銀行の規模が適切なのか、そういうようなことに関して言つてはいるわけですけれども、私たちはそういうふうに言つてはいるわけではありません。しかし、そのオーバーバンкиングでありますかどうか、そういうことは一概には言えないであります。しかし、そのオーバーバンкиングでありますかどうか、そういうことは一概には言えないであります。しかし、そのオーバーバンкиングでありますかどうか、そういうことは一概には言えないであります。

○松原委員 前段の部分に関して、リレーションシップバンкиングをやつたと。それは、一つ、それはそれで評価しましよう。しかし、大事なことは、リレーションシップバンкиングだけで日本のみでござりますけれども、オーバーバンкиングでありますかどうか、そういうことは一概には言えないであります。

私は、根本的には、我が民主党がおこなっている金融マニュアルじゃないけれども、いわゆる資本の見方をどうするか。これは、長期にずっと、いつ返済期限が来ますよということがなくて、だからと借り続けている運転資金といふのがあるんですよ。これはもう事実上資本だろうというのができますよ。これはもう事実上資本だろうというのが、我々の議論であるので、そのいわゆる日本の風土。それは、例えば会社が金をなかなかپールできないような税制の仕組みがあつたとか、いろいろな理由があるかも知れないので、それを

次に、今回出てまいりましたこの強化法案というのは、従来さまざまな金融対応の法案がありましたが、どうも昔の集団護送体制返りではないかという議論が一部あるわけあります。言つてみれば、金融庁が、そういった金融機関に対してはひとつ責任を持つて全部カバーしてやろうではないか、予防的注入ということを含めてやろうと。その発想というのは、判断としてそれがどうだという議論と別にして、一つの発想として私はあるんだろうと思っているんですよ。あるんだろうと思つてゐるんですが、結果として従来と違う集団護送体制が復活したのではないかと、同じようにそのパーセプションの中で言われているわけあります。このことについて、竹中さんの御所見をお伺いします。

○竹中國務大臣 重ねて、パーセプション・イズ・ア・パート・オブ・ザ・リアリティという言葉に任じて我々はやつてゐるつもりでございますが、パーセプションというのはいろいろな形でつくられてしまります。マスクミでつくられる場合もありますし、こういった議論の場を通してつくられている場合もありますので、そこはやはり、まずパーセプションをしつかりするためにも、松原委員にぜひしつかりと御理解を賜るというのが一番重要なことだと思っております。

そこで、ちょっと私よくわからないのは、新たな集団護送団である、そこがちょっと私自身はどういうロジックなのかなというのがよく理解できません。繰り返し言いますけれども、今の金融の行政というのは、これはまさに、経営の判断でしつかりとやつていただんだ、我々はそれに対してしつかりとその事後的なチェックを行つたんだ。

今回の問題というのは、その意味では、今までの、ずっといろいろな法律がありましたけれども、恒久的な制度としての危機対応に加えて、時限的な形で、時代の要請に応じる形で今回の措置を講じるのである、しかし、そこに当たつては、経営の判断をあくまでも重視して、まず申請する

かどうかが経営の判断でござります。申請しない、そういう自由はもう完全に経営主体に与えられております。その上で、中身そのものについても、申請するに当たつてどのような経営改革を行つてどのようなビジネスモデルでやつていくのか、これまで経営の判断でございます。

我々としては、必要最低限のことについてのルールを明確化した上で審査を行ひます。これは、公的な資金を使う以上、審査を行つて、結果として地域の金融が円滑化していく、そういうような結果は出してもらわなければいけないということになります。

そこは一種の、申請する側の経営の判断と、我々としての政策効果の確保の問題、そのバランスの問題であろうかと思つております。

いずれにしましても、ここは、金融行政全体がそうでありますけれども、経営の判断を重視して、我々は必要最小限のサポートをする。しかし現時点で、今の日本の金融に問題があるといふふうにいみじくも松原委員おつしやいましたように、金融に対してこれをしつかりさせなければいけないという政策的二ースはある。それにはしつかりとこたえなければならないというふうに思つております。

○松原委員 確かに申告なんですね、申告をしてやるということでありますが、これが、ある方が新聞で言つてゐるんですが、例えば、言うことを聞いて再編に応じれば予防的注入で新法、聞かなければ債務超過で預金保険法百二条三号ということがないだろうかということを非常に危惧している人も中にあるわけであります。

例えれば足利銀行は、御案内のとおり、当初はこれは健全行と言つてはいたわけですが、突然それが債務超過に転落をしたわけであります。

この一件事をもつてすると、やはり金融庁は怖い、やはり金融庁の意向を——世の中というのは、申し出があつて決めるというのは、西洋流はそうであります。どうも日本社会というのには、言わずも語らず目を見てわかれみたいな部分があるので、

金融庁がこういうのを出したんだからわかるつていよいよなというふうにとる金融機関が僕はあると思うんだ。足利銀行だつて、別にそれはわからないですよ、見方ですよ、これは、パーセプションでその金融機関にとっては非常に、自分から言わか、これまた経営の判断でございます。

だから、何かそのシグナルというものが、それぞの金融機関にとつては非常に、非常に、自分から言わぬことは大変かなと思わせるアナウンスメント効果というのがあると僕は思うんですよ。竹中さんがおつしやるとおり、確かにそれは、具体的には申告を、申請をするということであります。が、結果として、暗黙の、じわじわと、再編、合併しろよというふうなことが私は来るんぢやないか。そのことは当然新しい集団護送体制になるだろう。これも、それは竹中さんはいや、これはあくまでも申告なんだからといえどそれは申告であります。が、申告をしないでいると突然何があるかも知れない、そういうふうなことはやはりあるわけです。

しかも、予防的注入というのは、極限のシステムクリスク云々じゃなくて予防的注入という新しい段階に足を踏み込んでいるわけでありますから、私は、やはりある種、それが悪いいいじやなくて、方向転換が少し行われたのではないですか、こういうことを聞いてゐるんです。

○竹中國務大臣 まず、今いろいろな例をお話しして下さいましたけれども、もしこれを申請しなかつたら債務超過だと。ちょっとこれは例を極端におつしやつたのかもしれません、債務超過だつたらやはり問題なわけで、これはこれでルールのつとつてしつかりと対応していただかない、そういう問題になるんだと思います。

私は、今の松原委員の御懸念、そういうふうに、政策当局というのはやはり力を持つてゐるから、どのように思つてゐるかと、そういうこともしつかり考へるという御趣旨に關しては、それはやはり謙虚に耳を傾けるつもりでござります。

実は、そういうことも含めて、我々に何が求められてゐるかというと、つらつら考へるに、やはり我々のコンプライアンスの問題なんだと思います。例えば、何かやつて、それでにらみをきかせ、ないしはこれを聞かないと次に大変なことにですよ。足利銀行も健全行だつたのが、突然、見方によつてはあいうふうな形になつた。

だから、何かそのシグナルというものが、それぞの金融機関にとつては非常に、自分から言わぬことは大変かなと思わせるアナウンスメント効果というのがあると僕は思うんですよ。竹中さんはおつしやるとおり、確かにそれは、具体的には申告を、申請をするということであります。が、結果として、暗黙の、じわじわと、再編、合併しろよというふうなことが私は来るんぢやないか。そのことは当然新しい集団護送体制になるだろう。これも、それは竹中さんはいや、これはあくまでも申告なんだからといえどそれは申告であります。が、申告をしないでいると突然何があるかも知れない、そういうふうなことはやはりあるわけです。

しかも、予防的注入というのは、極限のシステムクリスク云々じゃなくて予防的注入という新しい段階に足を踏み込んでいるわけでありますから、私は、やはりある種、それが悪いいいじやなくて、方向転換が少し行われたのではないですか、こういうことを聞いてゐるんです。

○竹中國務大臣 まず、今いろいろな例をお話しして下さいましたけれども、もしこれを申請しなかつたら債務超過だと。ちょっとこれは例を極端におつしやつたのかもしれません、債務超過だつたらやはり問題なわけで、これはこれでルールのつとつてしつかりと対応していただかない、そういう問題になるんだと思います。

私は、今の松原委員の御懸念、そういうふうに、政策当局というのはやはり力を持つてゐるから、どのように思つてゐるかと、そういうこともしつかり考へるという御趣旨に關しては、それはやはり謙虚に耳を傾けるつもりでござります。

○松原委員 確かに、債務超過であれば当然そういうことになるわけですが、これも、検査

の仕方によって、変わらないと竹中さんおっしゃるけれども、それによって変わるんじやないかと。いう見方も専ら一方にあるわけで、同じような検査をしたら、今津々浦々にある日本の金融機関がすべて大丈夫というふうになるかどうかというのは、金融庁がきつちりやつて、これはわからぬわけです。その辺はやはり、竹中さんは、それはそういうふうにおっしゃるでしょう。しかし、現実社会はそうかなどいうクエストヨンマークを持つて見ているということは、金融庁の裁量というか、恐ろしさというふうに認識している場合もあるということはやはり御認識をいただからないといけないと思うんですよ。

時間も過ぎてくるので、今回の金融機能強化法案について、これは大前研一さんという方がこう言っているわけであります、これは、現在の預金保険法では健全行への資本注入は基本的にできません、しかし、これまで政府はいつも危ない銀行を健全行だとうそをついてきましたと。これはいろいろと反論があると思いますけれども、大前さんが言つておられるわけです。したがつて、預金保険法の基準に従うと役人が後でつるし上げられる可能性があります、そこで、自分たちがその気になればどこでもお金を使つ込めるという法律をつくつたわけです、つまり、これは役人を無謬化する法律なんです、役人に誤りはないことにしようという、ある意味ではどんでもない法律であります、この法案では、金融機関が経営強化計画を提出し、金融大臣がそれを審査して決定すれば、資本注入ができるようになります。

従来の総理大臣を含む金融危機対応会議を開いて決定する手間が省けるということであつて、あくさんあるわけであつて、ここで議論をしているんじゃないかな。これは大前研一さんの議論であります、こういつた議論は大前さん以外も、恐らく、いや、違うんだということでありまでも、そういう議論がある。これはたくさんの人々が見ていましたし、実際、どうもそういうふうにも

見れるんですよ。見れるんですよ、非常に。その点は、答弁は結構ありますから、これはやはり慎重にやつていただきたいとかぬだらうと思いません。答弁はいいんですか、もし何か御所見、おっしゃりたいことがあります。いいですか。

○竹中國務大臣 改めて、そういうバーセブションがあるんだということはしつかりと伺つて、そぞ必要があると思つております。

繰り返しますけれども、今回この法律に至つた経緯は、先ほど貸付残高のGDP比の話を申し上げましたけれども、やはり、バランスシート調整、我が国全体のバランスシート調整が今大変重要な局面に来ていて、それをぜひともこのチャンスにしつかりと実現して、新たなスタート台に日本経済を立たせたい、その思いでございます。

○松原委員 それで、今この議論で、総理大臣が出てくるこの会議を経ない、簡略化したというのは、これは何が理由があるんでしょうか。

○増井政府参考人 御承知のように、現在の預金保険法の危機対応のときには金融危機対応会議といふのが開かれます。今回は、いわゆる危機対応といふのが開かれます。ただ、いわば金融機能の強化とともに金融危機対応といふことはなくて、いわば金融機能の強化といふことでございますので、そういう意味で、私ども金融庁の方で判断をしたいというふうに思つております。

ただ、いざれにいたしましても、いろいろな観点で、例えば新しく申請があつたときのビジネスモデル、そういうものが果たして適正かどうかというような目つきも必要でございますので、そういう意味で、金融機能強化審査会というのを設けまして、そこで御意見を聞くというような仕組みも考えております。

○松原委員 何か答弁になつていないうな気がするんですが、だつて、結局公的資金を入れるんだから、従来は、そういうたた、総理大臣が出てきてやる、理由の説明として危機ではないからと言ふんですか。だから、従来は、そこまで御意見を聞くというふうに思つています。

○伊藤副大臣 どうもちよつとよくびんと来ないんだけれども、竹中大臣、御所見を。

○竹中國務大臣 基本的には、危機対応というのは、これは危機の定義についてもいろいろ御議論をいただきましたけれども、いろいろなケースがあり得るわけあります。したがつて、一つ一つが違う危機でございますから、それぞれについて非常に大所高所からの判断が要る。そういうことを担保する意味で、総理大臣が招集する危機対応会議でその判断をする、総理大臣からの判断をしていただぐ、これはやはり重要な手続だと思いまます。

今日は、そういう危機対応、さまざまの場合がある危機対応というよりは、危機対応ではないわざであります。いろいろなケースが想定され、その枠組みに基づいて行政的な判断をしていく、まさに、これは行政の判断であるというふうに考えるわけでございます。

しかし、行政の判断でありますけれども、それをよりしつかりとさせるために、いろいろな場合、いろいろなことをルール化している。このルールは法律、政令等でしつかりと定める。同時に、今局長も申し上げましたように、さらに、ビジネスモデル等々について、これは外部の知識、専門家の見も活用して、しつかりとした判断がなされるような仕組みをとつてている。そのような趣旨でございます。

○松原委員 ちょっと納得できない部分もあるんですね、次に進みたいと思います。

ただ、大事なことは、今言つたように、大前さんの感想というんですか、これがあるような状況もある。だから、それはやはりきつと受けとめて、これはほかにもあるんです、同じような議論は。これはきつと受けとめていただきたいと思います。

こうした取り組みを通じて、地域における金融の円滑化、そして中小企業の再生というものが図られるというふうに考えております。

○松原委員 ということは、中小企業に対する貸し付けの数値目標等は設定がされる、こういうことですか。

○伊藤副大臣 これは、当委員会でも何度かお話をさせていただいたように、数値目標を单一的

に設定するということではなくて、地域の経済の活性化というのは、これは、さまざま取り組みによって、多面的なやはり評価が必要だというふうに考えております。

そして、私どもは、具体的にどういう取り組みをするのかということを經營強化計画の中で申請する金融機関の方々に出していただき、そして地域の金融の円滑化に資する施策、あるいは地域の経済の活性化に対する指標というもののうちで申請に盛り込ませていただき、それを公表して、パブリックプレッシャーの中でこうしたものを実現していく、そうした取り組みを進めていく、そういう枠組みというものを設けさせていただいたところでございます。

○松原委員 よくわからないわけでありまして、

多面的と言ふとそれでオーケーみたいな、そういうことじやないわけでありまして、何かひと来て大変疑問があるんですよ。もうちょっととぴつといふところにわかるような要素か何かないんですか。そういうのは想定していないんですね。

○竹中國務大臣 今、副大臣が答弁させていたいたのは、ちょっとと私なりの言葉でもう一度申し上げると、いろいろなことに対しリスクテーク力をやはり持っていたからいけない。バッファーとしての自己資本を充実させるというのはそういう意味があるわけです。いろいろな形でのリスクのテークの可能性があるんだと思います。貸し出しをふやすということもあるだろうし、これは大変やはり期待されることがあるし、委員もそのことを期待しておられるのだと思います。さらには、例えばすぐれども、担保に頼らないような融資を行う、これもやはりリスクテークで、金融を円滑化させる一つの方法だろうと思います。さらには、貸付先に対してしまふとした支援を行ふ。これは、例で言うと債務免除とかも含めて、バランスシートをきれ

いにしてあげるための手助けをする、これも金融機関としてはリスクをとるということになる。

そういう意味でのリスク対応力でありますから、貸し出しだけではなくて、貸し出しの質もありますれば、相手に対する、貸付先に対する支援も、そういうものについてやはり多面的な評価が必要だろう、そういうことを我々は重視しているわけでございます。

しかし、同時に、多面的でありますけれども、実績をしっかりとディスクロージャーしてもらつて、その実績を示す中で地域におけるパブリックプレッシャーをきかせて、金融機関が実績を上げていくことが必要だらう、これは、我々もそのようになります。

そこで、実績を示す指標として、例えば、信用供与の円滑化のための方策の中では、銀行の総資産に占める、中小企業あるいは地元企業とか地元の事業者、そういうところに対する貸し付け、信用供与の割合、それをしっかりと一つの指標として挙げていたら、今申し上げたような観点からいって、取引企業先に占める経営改善支援等の取り組みの先数がどのぐらいかというような実績等々を示していただく。そういう中で、今申し上げたような多面的なものがしっかりとリスクテークという形であらわれて、それを実績として示して、パブリックプレッシャーの中で実績を上げていただく、そのような仕組みを考えているところでございます。

○松原委員 金融機関も厳しいと思うんですよ。それは、竹中さん、そうおっしゃつてあれしますが、また金融庁がそこで検査に入るわけですよ。いろいろと、これはどうだ、あれはどうだ、という議論もある。極めておつきうな状況で、貸そうかどうかと思うと。

実際は、今の金融機関のこれを見ると、いわゆる信金、信組は、公債買い入れは、平成十一年三月末から今日に至るまで信用金庫で四兆二千八十一億、今八兆七千六百四十二億と、もう二倍以上に膨れ上がっていますよね。つまり、お金があつてあります。

この民主党の金融マニユアルの骨格を、開陳をお願いしたいと思います、中塚委員。

○中塚議員 まず、リレーションシップバンキングということなんですが、そもそも信金、信組というこのことは、竹中議員の話にもあつたように、ずっと長いこと運転資金で貸し付けているものはみなし資本にする、これは大変に重要な発想で、これによつて引当金も変われば自己資本比率も変わる。

それで、我が民主党は金融マニユアルを出しているわけであります。民主党が今金融マニユアルをつくつてあるわけありますが、この中で、先ほどの津村議員の話にもあつたように、ずっと長くこの民主黨の金融マニユアルの中、政府の方も金融検査マニユアルの中、小企業編、別冊というのを改定しております。こういう多年にわたる貸し借り関係をDDSに振りかえるというふうなことを言っておるようになりますけれども、ただ、現実問題としては、ではそれが、銀行がそのDDSに振りかえることに応じるか、そういうふうな観点に立ちますと、なかなか実現をしていない。やはり、経営再建計画の

てもノーリスクの公債にみんな行つちゃうわけですよ。これじゃ、公債を買うことが金融機関の公益性だなんてそんなばかな話ないでしよう。だから、その意味において全然、實際、だからお金があつたつてもうリスクのないところにみんな行つちゃうんですよ、これは現実に。それはほかの金融機関もそうでしよう。

それはやはり、金融庁もチェックするし、自己資本比率もあるし、そういうことでもうみんな懲りているんですよ。今まで自己資本比率があると思っていて、足利のように突然来て、本人はあつたつてもうリスクのないところにみんな行つると思っていたんでしょう、きっと。会社の人たちも、一般の人たちを含めて。突然、いや、もうないよと。これじゃ危なくて貸せないわけであります。

私は、やはりそこで、アメリカと日本の経営風土の違いもあるし、日本の経済は、この間も言つたように、戦後この半世紀以上の間に急速にフェニックスのように伸びてきた、世界に冠たる経済の風土があるんですよ。これ、自信を持つていてこゝで見受けられるわけなんです。

それを、要是実態に即して見てやろうというふうな問題ではないわけでありますから。それは不良債権だから回収しなさいとかあるいは償却しないさい、そういうふうな指導をするという例が多々見受けられるわけなんです。

それを、要是実態に即して見てやろうというふうな問題ではないわけでありますから。借り手、中小企業側は、今度は借入枠というものがふえるわけですね。加えて、金融機関側は、今度は貸し出しの枠というものがふえることになりますから、そういう意味で、資本とみなしていくことによって、より一層の金融の円滑化が図られるというふうに考えていま

ら、もう初めからリレーショニシップバンキングなわけですね、そういう言葉をかりて言えれば。ところが、近年、景気もよくないというふうなこともありますし、いま一つはやはり金融庁の検査ということがありまして、本来資本とみなすべきものの、金融機関から持ち込んで融資をしたといふふうなものもあるでしようし、あるいは借り手と貸し手の間で多年にわたつてもうずっとそういう貸し借りの関係ができるていうふうなことをなつて、今、貸しはがし、貸し渋りというものの原因になつてゐるということが一番大きいと思いますし、金融機関は、金融庁から言われているふうに言つて貸しはがしたりする。またあるいは、現実問題として、金融庁が検査で、これは不良債権だから回収しなさいとかあるいは償却しないさい、そういうふうな指導をするという例が多々見受けられるわけなんです。

それを、要是実態に即して見てやろうというふうな問題ではないわけでありますから。借り手、中小企業側は、今度は借入枠というものがふえるわけですね。加えて、金融機関側は、今度は貸し出しの枠というものがふえることになりますから、そういう意味で、資本とみなしていくことによって、より一層の金融の円滑化が図られるというふうに考えていま

平成十六年四月十四日

中で、公認会計士が認める、またあるいは経営コンサルタントが認めるということでなければDDSには振りかえられないというふうに聞いておりまして、なかなか、制度としてはあつても使われていいというふう伺っておりますが、私どもは、そうではなくて、貸し金自体を資本とみなすということで金融検査マニュアルを改定するべきだというふうに考えております。

○竹中國務大臣 先ほどから松原委員からもお尋ねをいたしておりますので、ちょっとと重ねて申し上げたいんですが、我々は、いわゆる根雪の部分、長期の運転資金で実質的には出資部分、これを疑似エクイティだというふうにみなして、それに対してしっかりと位置づけを与えるよう、これはリレーションシップバンкиングの考え方の中心でもありますし、今回の検査マニュアルの別冊、中小企業編の改定の非常にキーの部分でもございます。そのやり方が少し違うというこの御議論は大いにいただいたら結構でござりますけれども、その意味では日本の風土に照らした形を我々はとっているということは、これはぜひ御認識を賜りたい。

それと、今、例えば、細かい話かもしませんが、中塚委員がお話しの中で、これは不良債権だから早く処理しろ、回収しろというふうなことを金融庁は言うというふうにおっしゃいましたが、そういうルールは金融庁は設けておりません。資産の査定は行いますが、それをオーバランスするというようなルールは地域金融機関には我々は求めておりません。そういうルールは金融庁は設けておりません。これがどこまで現実にできるのかどうかということに関しては非常に疑問を感じておりますし、次の機会に別の人と議論すると思いますので、ここでは申し上げません。

もう一つ言いたいのは、金融庁は指示しなくて、金融庁の指示があつても、あつたか

ようにして金融機関が動くという実態、この前も質問しましたけれども、この部分を考えて金融庁は行動しなかつたらだめだということは、これもまた一つ言つておきたい。

時間がなくなつたので、最後に一つだけ申し上げます、どこまでの企業を金融機関がつぶすのを金融庁は見ているか、こういう議論であります。

私は、その企業の事業経営における採算がどれに対するところは基本的に生き残らせるという一つの明確な意思を持つべきだろうと思つております。それは、簡単にどういうことかといえば、かってバブルで大量に借金をした、その返済によって圧縮されて倒れる企業というのはあるけれども、これは、最終的にその責任をとらなきやいけないけれども、しかし、それがなければその企業は十分に黒字でやつているところのたくさんあるんですよ。黒字でやつているのに、バブルのときのそれで資産が圧縮されて、要注意先、何とか先になつて、最後は破綻懸念先になつて、そういうような、現実の事業は万般うまくいっているもので、そういうケースもあるわけですよ。

そういうふうにまで軒並みつぶしてしまう不良債権処理の方法というのは、私は、結果として日本経済を強めるものにはならないということを申し上げて、時間も参りました。本当は、その辺をこれからじっくり、債権分類の議論と中小企業の実態の部分の議論をしようと思ったのでありますけれども、この法案が感を感じたわけでありますけれども、この法案ができる、いわばセーフティーネットが当時なかつたわけでありますけれども、落ちつきを見せたわけでございます。

それで、その後、この二つの法案がいわば时限的な法律ということで行われておつたわけでございますけれども、これが役割を終えたということです、その後、預金保険法の改正が行われて、いわばこれを恒久化するというような制度になつたわけです。ありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

○田野瀬委員長 午後零時四十五分から委員会を開き再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後零時四十五分開議 質疑を続行いたします。谷口隆義君。

○谷口委員 公明党の谷口隆義でございます。

本日、三十分ばかりいただきまして、主に民主党の法案につきましてお聞きをいたしたいというふうに思つております。そこに座つていらっしゃる五十嵐先生も中塚先生も、以前一緒に仕事をしたこともありますし、非常に親しい間柄でござりますけれども、本日、質問をさせていただきたいと思つております。

民主党の金融再生ファイナルプラン関連法案といたことでござりますけれども、九〇年代後半の大変金融が揺れ動いたときに、金融国会、私も特別委員会の理事をさせていただきまして、その当時、金融再生法、早期健全化法、このような法案のところでいろいろな私自身の考え方も申し上げてやつたわけでございます。

当時は、日本長期信用銀行が経営破綻をする

んじゃないか、そういううわさが飛んでおるときに委員会が同時進行で進んでおりまして、大変危機感を感じたわけでありますけれども、この法案ができる、いわばセーフティーネットが当時なかつたわけでありますけれども、落ちつきを見せたわけでございます。

それで、その後、この二つの法案がいわば时限的な法律ということで行われておつたわけでございますけれども、これが役割を終えたということです、その後、預金保険法の改正が行われて、いわばこれを恒久化するというような制度になつたわけです。ですから、今回のこの民主党の提案をされります法律を見させていただきますと、現行の預金保険法とオーバーラップをするところがあるわけで、そういうようなことをあえてする必要があるのかなというふうに私は思うわけで、今までりそなであるとか足利銀行の対応が非常に悪かつたということで、運用が悪いというようなことだ

けで、現行の恒久的なこの制度を問題視するといふようなこと、この重複するようなものを延長するおつしやつておられるわけでござりますけれども、これはちょっと好ましくないのではないかと私は個人的には思つております。これは通告しておりませんけれども、もし何でしたら御見解をお伺いしたいと思います。

○五十嵐議員 お答え申し上げます。

確かに、谷口委員の御努力もあつて、金融国会、早期健全化法と金融再生法はきました。これによつて危機を脱したということは確かだろうと思います。それを受けて預保法もそのままありますけれども、本日、質問をさせていただきたいと思つております。

民主党の金融再生ファイナルプラン関連法案といたことでござりますけれども、九〇年代後半の大変金融が揺れ動いたときに、金融国会、私も特別委員会の理事をさせていただきまして、その当時、金融再生法、早期健全化法、このような法案のところでいろいろな私自身の考え方も申し上げてやつたわけでございます。

当時は、日本長期信用銀行が経営破綻をするんじゃないか、そういううわさが飛んでおるときに委員会が同時進行で進んでおりまして、大変危機感を感じたわけでありますけれども、この法案ができる、いわばセーフティーネットが当時なかつたわけでありますけれども、落ちつきを見せたわけでございます。

それで、その後、この二つの法案がいわば时限的な法律といふことで行われておつたわけでございますけれども、これが役割を終えたということです、その後、預金保険法の改正が行われて、いわばこれを恒久化するというような制度になつたわけです。ですから、今回のこの民主党の提案をされります法律を見させていただきますと、現行の預金保険法とオーバーラップをするところがあるわけで、そういうようなことをあえてする必要があるのかなというふうに私は思うわけで、今までりそなであるとか足利銀行の対応が非常に悪かつたということで、運用が悪いというようなことだ

よつて、重複しているということを認めていらっしゃるわけでございまして、私は、この現行制度

の中で、いろいろな工夫のやりぶりがあるわけでございますので、やるべきであるというように申し上げたいと思っております。

次は、この民主党の法案、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法案についてお尋ねをさせていただきたいわけあります。

この第六条に「多数の金融機関等の国際業務が廃止されることに伴い国際金融市场において重大な障害が生ずると認める場合又は多数の金融機関等の業務の全部の廃止若しくは解散が行われることに伴い我が国の経済活動に重大な障害が生ずると認める場合」のみ公的資本注入が行われることを認めようというように、かなり限定的なことを考えていらっしゃるようでございます。

金融危機というのは、これはいろいろな形で起り得るわけでございます。そういういろいろなパターンで起こり得る金融危機に対しまして、この法案は、そういう意味で非常に硬直的な、限定的な金融危機対応であるというように思うわけでござりますけれども、どのようにお考えでございましょうか。

○中塚議員 まず、今谷口委員自身がお述べになりましたように、危機というのはいろいろな形で起こることがあると思いますし、あともう一つは、現状の認識をどういうふうに考えるのかという問題もあるというふうに考えております。その上で、私どもは、今回、この「多数の金融機関等の国際業務が廃止されることに伴い国際金融市场において重大な障害が生ずると認める場合又は多数の金融機関等の業務の全部の廃止若しくは解散が行われることに伴い我が国の経済活動に重大な障害が生ずると認める場合」のみ公的資本増強を行うことによってを積むということになれば、恐らくそういうふうな状況になるだろうというふうに考えておるわけであります。

メガバンクは、今大変に業界の再編が進みまし

て、世界最大規模で四つに集約をされることに

なったわけでありますけれども、かつて、金融特

別委員会で谷口先生が御活躍になつていらつ

しゃつたときも、一つの銀行が連鎖破綻を招くと、いうふうなことがありましたし、金融システム全体を危機に陥らせる、そういうリスクが存在をしておりました。それと同様のことが、今、そのリスクとしては比較にならないぐらい大きくなつて

いるというふうに考えております。

そういう意味で、私どもの民主党の金融再生のファイナルプラン関連法案は、緊急一斉検査を実施して、半年以内に金融システムを健全化する。それも、ファイナルということですから、こ

れで最後にしようということで、そういう意味で預金保険法以上に危機管理色の強いものになつているというふうに考えております。

○谷口委員 私も、この仕事につく前に公認会計士をやっておりまして、金融機関の検査をやっておった時期があるんです。それで、この審議の中いろいろお話を聞いておりますと、経済は生き物だというようなことがたびたび出てくるわけでありますけれども、一斉検査というようなこともおっしゃつておられるわけありますけれども、一時点でその状況がこれからも続き得るのかといふと、これは全くそうじやないんですね。まさにおっしゃるよう経済は生き物でございまして、大変好調な企業が急に悪化するというような場合もありますし、非常に低迷しているところが一発大きな契約が起こつて回復するといったこともありますので、そういう意味で、一断面で判断をするわけでは、そういう意味では危険なところがあるわけでございます。

ですから、このような状況を考えますと、今ここで挙げていらっしゃるような限定的な要件で資本注入を行うということになりますと、私は、かなり無理が生じるのではないかと。

中塚先生おっしゃつたように、これは査定すればいいんだというようなことなんですねけれども、私は、かの査定というのは、私自身が現場におつて見て

おつた状況を申し上げますと、そういうことが非

常に起こり得る。例えば一般企業の、三月末に決

算を行うといったような場合でも、三月末の有価証券の評価を行うわけでありますけれども、これが翌日に大きく株式相場が好転するといったようになりますけれども、そういうことも非常に起こりやすいわけでありますので、一時点の検査だけでは

いうのはある程度の方向性を持つておるわけでありますけれども、そういうことも非常に起こりやすくなるんですね。そのくらい企業の業況と

そういう評価を行うということについては、私は非常に問題があるのでないかというように思つております。

また、この六条のところに「我が国」ということで書いてあるわけでありますけれども、地域でどうすることを明言されていらっしゃいません。この地域の信用秩序に関して、これは非常にまた重要なことがあります。地域金融が重大な支障を起こした

場合に、地域に与える影響というのは非常に重要なわけでございますけれども、この法案には地域でどうことが明定されておらない、その理由を

お聞きいたしたいというよう思います。

○中塚議員 まず、経済は生き物ですから、ある時点の資産査定をとらまえて、その上で資本注入をするということでは危機対応にならないのでは

ないのかということでござりますね。この法案を見ると、そのようなことが読み取れないのではないか、こういう本注入というものを実施することは可能である

というふうに考えております。

○谷口委員 地域の金融機関にも資本注入をしようと、そのように思いますが、この法案を見る限り、第六条を適用して多数の地域金融機関への資本注入というものを実施することは可能である

か、こういうようなこともございまして申し上げたわけでございます。

中塚先生の方は、先日の議論の中でオーバーパンキングについて言及されていらっしゃつて、地域金融機関は残していかなきやいかぬ、こういう

だけ、今まで過去の資本注入の実績なんかを見ますと、やはりある時点での査定をもとに自己資本のかさ上げというものを行つてきたわけであります

が、結局、資本注入をしても、さらにまた自己資本比率が下がつてしまふあるいは破綻をするといふふうなことが相次いでおりまして、その部分

はやはりより保守的に見るべきであろう、そのことが内外からの金融システム不安を払拭することにつながるだろう、そういうふうに考えておるわけ

ですから、このような状況を考えますと、今ここで挙げていらっしゃるような限定的な要件で資本注入を行うということになりますと、私は、かの査定といふふうな状況になるだろうといふふうに思つてますね。

識に立つております。政府は危機ではないというふうにお考えのようですが、私どもは、危機が覆

い隠されている、そういうふうに認識をいたしておりまして、その問題意識は、実は地域金融機関についても全く同様です、金融システム、金融が過少資本または債務超過の状態にあるだろうと示しておるというふうに思つております。

また、金融庁が提出した全金融機関の財務データ等を見ましても、まさに、たくさんの金融機関が連鎖的にそういう危機が波及をするというこ

とを示しておるというふうに思つております。

また、地域金融機関を中心にして予防的に資金を注入しようという法案でございますね、政府提案の法案です。そういうような観点で考えましたときには、地域の混乱、地域金融機関に重大な支障が出てくるといった場合に、事前にこれを阻止するために、私自身は、やは

りある程度のロットの資金を注入していくべき

だというように考えておるわけでございます。そういう意味では、若干この法案からはそのあたりが読みにくいということを申し上げたかつたわけ

でございます。

それと、次に、五十嵐先生がずっとこの法案の審議の中で、粉飾だ粉飾だということをたくさん

おつしやつておられるわけで、私も公認会計士を以前やつておりまして、この粉飾というのは、余り、たびたび言うべきことじゃないと思うんです。非常にそのあたりを慎重におつしやっていたいわけで、大多数の公認会計士の人たちは一生懸命監査業務に打ち込んでおられるわけでござります。おつしやるような粉飾の事例というのは余りないわけです。

なつてゐる税金繰り延べ資産でぜひ意見交換したいと思っておりまして、どうもこの税金繰り延べ資産について誤解があるんじやないか。というより、むしろ会計そのものに対する誤解があるんじゃないかというように思うわけです。

のものにあたるわけじゃないんですね。例えば、企業の損益計算書を見ていただきますと、売り上げがあつて利益が出てるわけですけれども、この利益というのは絶対的な利益ではありません。御存じのとおり、会計処理の変更が行われますと、この利益が変化する、変わるとこはあるわけです。ですから、そういう意味で絶対的な真実性ではない、相対的真実性と言うんですけれども、それを支えるためにいわば継続性の原則というのがありまして、会計処理は継続的にこれを適用していくなければならないというようなことがあるわけですね。

それとともに、現行会計は、ゴーリングコンサーンと申しまして、企業が継続する、継続企業の前提に立った会計なんですね。御存じのとおり、商法の会計の考え方というのは債権者保護の立場に立っていますから、企業がゴーリングコンサーンでなくなつた場合にどうなるかということなんですね。清算をした場合に企業をどう見るかというような見方が商法の基本的な考え方であります。それに対しまして、現行会計、企業会計はゴーリングコンサーンの立場に立つてあるということです。

ですから、人間に例えますと、生まれて、いざ死ぬわけでありますけれども、死んだ段階では、死は生きがらになつて、これはいわゆる企業を一断面で見て、いる、例えばさつきからおつしやつておられます一齊検査の問題にしましても、その段階では確定するわけでありますけれども、しかし、ゴーリングコンサーンといいますか、人間がずっと生きている間にはいろいろな人脈もありますし、また、目に見えないような付加的な価値がどんどん出てきたり、目に見えないような負債もあるかわかりませんけれども、そういうようなものだということをよく認識していかないと。

本来資産性のないような、例えば繰延べ資産というか、会計上では、試験研究費というのがありますけれども、これを資産計上したりするわけですね。これは、もう既に支払われたんですけども、効果がこの期だけではなくて将来の期にもあらわれるということですから、現行会計は今言うように発生主義という立場に立つておりますて、当期の売り上げに対応する費用を当期に上げるんだ、当期の売り上げに対応する費用が将来にも発生するといった場合には、将来分を負債計上したり資産計上したりということです。そのよう反映させないということです。そのような現行会計の対応ぶりをよく理解していかないと、おかしな形になるわけです。

一般的に、利益が例えればあの企業は十億あつた、それが会計処理の変更によって、このところ会計ビッグバンというような会計処理の変更がたびたび行われております、そんなことで、会社の方は一生懸命頑張って売り上げは前期と変わらない、ところが、利益が圧縮されたというようになるとになるわけですね。会計というのはそういうものなんだということを、ひとつよく頭に入れていただきたいといふことがまず第一点でござります。

それと、税金繰り延べ資産のことで、これは五十嵐先生も、先日、会計士協会の監査委員会報告六十六号のことをおつしやつていらっしゃいました。

たが、この監査委員会報告六十六号というのは、繰り延べ税金資産について言及しているわけですね。これは一年もしくは五年ということでやつてあるわけです。この根拠も、五十嵐先生の方はもうごらんになつてしまつしやると思ひます、極めて多額な損失が出たといったような場合は一年で、あとは大体五年でやつているというのが一般的なんですね。

ですから、そういう意味においては、会計の指針は一年もしくは五年を認めておるわけでありまして、企業がこれを採用してやつてることについては何ら粉飾ではないわけであります。これを粉飾だ粉飾だと言つてしましますと、また大きな社会的な影響が出るわけござりますので、そのあたりを、私はちょっと慎重に言つていただけれど、というように思つておるわけでありますけれども。

○五十嵐議員 ありがとうございます、大変詳細

税金繰り延べ資産が発生するケースが二つありますて、一つは、商売を行つて損失が出る、そういう繰越損失が出た場合に、将来の利益を充当するといった形になりますから、これはこの税金繰り延べ資産が発生するわけですね。もう一つは、銀行のように、金融機関のように、税法上認めて

おらない以上に償却を行うといった場合、これは有税償却といいますけれども、有税償却をした場合には、将来、この当該債権が費用化されるときが出てくるわけですね。このときに税金繰り延べ資産へ落とすということで、この有税の前払い税金のところを税金繰り延べ資産として上げておるわけでございます。

このような税金繰り延べ資産について、頭からこれが粉飾だとこれは問題だというような議論があります。おおかしいんです。というのは、従来は税金繰り延べ資産というのはなかつたんです。これは、税引き前利益がありまして、税引き前利益に対しまして、当期の支払う税金の実額を計算して法人税等ということを上げまして、それからそれを控除した金額を税引き後利益として上げたわけです。この金額の対応関係がおかしい場合があるわけですが

すね。いろいろなケースがあります。税引き前利益が百であるのに、その税引き前利益を上回るような税金が出る場合もあるんです。いろいろなケースがございます。これは話すと長くなりますから。

そういうような対応関係は、先ほども申し上げましたように、現行会計は費用と収益を対応させることでございますから、世界的な一つの流れとして、税引き前利益に対しまして実効税率を上げまして、この実効税率を法人税等で上げておる、こういういわば広い意味での費用収益対応の原則に基づいて上げられておるものでござります。ですから、私は五十嵐先生に申し上げたいわけでありますけれども、このよなことだというふうに申し上げて、五十嵐先生の御意見をお伺いしたいと思います。

○五十嵐議員 ありがとうございます、大変詳細な御説明をいただきまして。

私も基本的に谷口先生がおつしやられたことは勉強させていただいているわけでありますが、幾つか違うところがあると思います。

それは、私も、公認会計士の友人、知人たくさんおりまして、お話をさせていただいておりますけれども、やはり投資家保護のためにきちんとした情報開示を行う役目を公認会計士は持っているんだから、それは保守的に見積もっていかなきやいけないというのが一つなんだろうと。

すなわち、V字回復的に将来の利益を過大に見積もつて、それで繰り延べ税金資産を過大に積算するというのは、これはやはり投資家に誤った情報を与えて、損害を与えるということになるのでやるべきではないということを、私は、私の知っている公認会計士何人もから、そういう立場で我々は監査をしていくんだということも伺つてゐるわけであります。

基本的に、谷口先生がおっしゃっていることが間違いだと言つているわけではありません。しかし、そういう今のルールを当てはめても、並外れた繰り延べ税金資産の計上があるではないか。

例えば、特に、これは事情があるのはわかります、銀行については有税償却。無税償却の部分はアメリカに比べてかなり狭く日本では解釈されておりますので、有税償却にせざるを得ない。そこでこれが大きく出てくるというのは確かでありますけれども、それにしても、直前の数期の利益、その平均数値の九年分、十年分あるいは十数年分に当たるような繰り延べ税金資産を計上するのはやはり過大ではないか。ですから、一概に繰り延べ税金資産そのものは直ちに私どもは粉飾だと言っているわけではなくて、やはり粉飾まがいの、鉛筆をなめて逆算をして、そして体力の範囲内で償却をするということをやつてきたのではないかと見えていたのです。それで、どうもこの辺はありましたかということを言わせていただいているわけであります。

それから、私も公認会計士協会の実務指針を勉強させていただきましたけれども、その中で、やはり原則としては、将来の課税所得の見積額の一年分というのが原則であって、そこに非経常的な要件が加わった場合、これは五年分まで認めるというのはルールになつていてるんだろうと思います。ですから、そのルールをルールどおりにきちんと解釈したらどうでしょうか? という話です。

例えば、特別検査があつたからこれは非経常的要件だ、該当するんだということで五年分見ましたたというのはありました。それは、私直ちに違法だと言っているわけじゃないんですね。しかし、特別検査が毎年毎年行われていて、それを非経常的と言えるのか。経常的か非経常的かというのは、やはりめつたにはないことが非経常であつて、しそつちゅう、毎年のように起こることは経常的というのが当たり前の見方ではないですか? という常識を申し上げているわけでございます。

それから、ゴーイングコンサークのお話もありました。おつしやるとおりなんだろうと思いま。す。特に、私は、中小企業についてはゴーイングコンサークというのをきちんと見ていくべきだと思ふんですが、このゴーイングコンサークを利用

して、いたずらに拡大解釈して、これがあるからいいんだということで、本来退場すべきものまであるいは債務超過甚だしく再建がなかなか見込まらないものまで、それで救い上げてしまうということであつてはならない。我々が申し上げているのは、経済は確かに生き物なんですが、ルールは明白に明快にしましょうよということを言わせね。

でありますけれども、しかし、それは認めるんだけれども、行政の立場で自己資本を考える場合に、これを幾分か考慮して、例えばさつきも申し上げた含み益を二分の一入れるといったようなことを考えられると思うんです。大臣、お考えがございましたら、お聞きいたしたいと思います。

○田野瀬委員長 質問時間が終了しておりますので、簡潔に、大臣、答えてください。

○竹中國務大臣 一般論としてございますけれども、会計のルールは会計のルールとして、これは大変しつかりしたものがあるというふうに認識をしております。これは、投資家保護等々さまざまな観点からなされている。一方で、行政の監督上のルールというのがある。そこはやはりきちつとおなじでござります。

と、決済不能が連鎖するような事態、これはシステムミックリスクと言つておりますが、こうした事態を回避するということを通じて金融システムの安定に資する、こういう役割を担つていると思ひます。

その際、必要があれば、最後の貸し手としての機能發揮も期待されているということでござります。また、日銀の金融政策の効果も、日銀の資金供給を起点にして、金融機関行動あるいは金融システムを経由して伝わるということでございまして、これがいまとして、この業務のみずから

したがいまして、この業務のみずから

の業務の実施ないしはそれに備えるために、個別金融機関の実情を詳しく的確に把握するということが必要でございまして、そのための手段として

検査を実施しているところでございます。

○村越委員　日銀法第一条二項ですか、ここにも銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もつて貿易失子の維持と資

○谷口委員 税金繰り延べ資産については、從来からそういう錯覚とか誤解がございましたので、申し上げさせていただきたいわけでございます。

五年の場合には、企業の経営計画で五年間つかりとした計画がございまして、例えば有税処理が五年間でできるということですから五年間を認められたということになります。ですから、監査の立場、会計の立場では、税金繰り延べ資産に五年といったような場合に、それがしつかりとした計画があれば、それは会計士としてこれを是認するということになるわけです。

ところが一方で、ちょっとそこは大臣にお尋ねしたいわけでありますけれども、BIS基準がござりますね、BIS基準は有価証券の含み益を二分の一だけ自己資本に入れるんだ、こうなつていいわけです。ですから、それは行政サイドの問題で、これを自己資本に入れるかどうかというような問題があります。

○谷口委員 それでは、これで終わらせていただきたいと
ます。

○田野瀬委員長 次に、村越祐民君。

○村越委員 民主党的な村越でございます。昨日に
引き続きまして、政府提出の金融機能の強化のため
の特別措置に関する法律案について質問をさせて
いただきたいたいと思います。

きのうの私の質問の中で、最後の方、ちょっとと
RCCに関する質問をさせていただきまして、そ
の件に関してます追加で質問させていただきたい
と思います。日銀の考查局長にお越しいただいて
いますので、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、確認の意味でお伺いをしたいんですけど
ども、そもそも、日銀の考查といつものが一般的的
にどういう目的で行われているのか、お答えいた
だきたいと思います。

○稻葉参考人 日銀の考查についてのお尋ねでござ
いました。お答えします。

日銀は、お金を適切に発行することを基本的な
業務とする中央銀行といたしまして、決済システ
ムの円滑かつ安定的な運行の確保を通じまして信
用秩序の維持に資する、こういう大事な役割を
担っていると承知しております。言いかえます

○村越委員 日銀法第一条二項ですか、ここにも「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もつて信用秩序の維持に資する」とあるわけでして、今まさに御答弁いたしましたように、いわゆるシステムリスクを回避するということが日銀のお役目の一つである、私もきのうちょっと勉強しましてそのように考へてゐるわけですけれども、これは二つの面が考えられるんじやないかと私は思っています。

一つはシステムリスクを回避するという観点から、個別金融機関が持つてゐる決済処理機能ないしは事務処理機能と言つてもいいのかもしれませんが、それらがきちんと整備されているのかどうか、これをまずチェックすることだ。そしてもう一つは、個別金融機関が破綻の危機にあるのかどうか、つまり、財務状況の健全性をチェックすること。

この二つの面が考えられるんじやないかと私は思うわけですけれども、日銀が担つてゐる役割の中で、特にせんだつて行われたRCCに対する考查におきまして、どちらの点、どのような点を主眼に考查が行われたんでしょうか、お答えいただきたくと思います。

でありますけれども、行政の立場で自己資本を考える場合に、これを幾分か考慮して、例えばさつきも申し上げた含み益を二分の一入れるといったようなことを考えられると思うんです。大臣、お考えがございましたら、お聞きいたしたいと思います。

○田野瀬委員長 質問時間が終了しておりますので、簡潔に、大臣 答えてください。

○竹中國務大臣 一般論としてございますけれども、会計のルールは会計のルールとして、これは大変しつかりしたものがあるというふうに認識をしております。これは、投資家保護等々さまざまな観点からなされている。一方で、行政の監督上のルールというのがある。そこはやはりきちっと分けなければいけない。その一点に尽きてはいるというふうに思っております。

○谷口委員 それでは、これで終わらせていただきます。

○田野瀬委員長 次に、村越祐民君。

○村越委員 民主党の村越でございます。昨日に引き続きまして、政府提出の金融機能の強化のための特別措置に関する法律案について質問をさせていただきたいと思います。

きのうの私の質問の中で、最後の方、ちょっととRCCに関する質問をさせていただきまして、その件に関してまず追加で質問させていただきたいと思います。日銀の考查局長にお越ししいただいていますので、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、確認の意味でお伺いをしたいですけれども、そもそも、日銀の考查というものが一般的にどういう目的で行われているのか、お答えいただきたいと思います。

○稻葉参考人 日銀の考查についてのお尋ねでございました。お答えします。

日銀は、お金を適切に発行することを基本的な業務とする中央銀行といたしまして、決済システムの円滑かつ安定的な運行の確保を通じまして信託秩序の維持に資する、こういう大事な役割を担っていると承知しております。言いかえます

と、決済不能が連鎖するような事態、これはシステムリスクと言つておりますが、こうした事態を回避するということを通じて金融システムの安定に資する、こういう役割を担つていると思います。

その際、必要があれば、最後の貸し手としての機能発揮も期待されているということでござります。また、日銀の金融政策の効果も、日銀の資金供給を起点にして、金融機関行動あるいは金融システムを経由して伝わるということでございま

す。

したがいまして、このよな、日銀のみずから業務の実施ないしはそれに備えるために、個別金融機関の実情を詳しく的確に把握するということが必要でございまして、そのための手段として考査を実施しているということをございます。

○村越委員 日銀法第一条二項ですか、ここにも「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もつて信用秩序の維持に資する」とあるわけ에서て、今まさに御答弁いただいたように、いわゆるシステムリスクを回避するということが日銀のお役目の一つである、私もきのうちよつと勉強しましてそのように考えてゐるわけですから、これは二つの面が考えられるんじやないかと私は思つています。

一つは、システムリスクを回避するという観点から、個別金融機関が持つてゐる決済処理機能ないしは事務処理機能と言つてもいいのかかもしれないしは事務処理機能と言つてもいいのかかもしれません、それらがきちんと整備されているのかどうか、これをまずチェックすることだ。そしてもう一つは、個別金融機関が破綻の危機にあるのかどうか、つまり、財務状況の健全性をチェックすること。

この二つの面が考えられるんじやないかと私は思うわけですけれども、日銀が担つてゐる役割の中で、特にせんだつて行われたRCCに対する考査におきまして、どちらの点、どのような点を主眼に考査が行われたんでしようか、お答えいただ

○稻葉参考人 お答えいたします。

先ほど申しましたように、日銀の調査は、結局のところ、システムリスクの回避を基本的な目的にしているわけでございますが、その際の調査における調査の重点の置き方といいますもの

は、金融機関の行う業務の特性とかそういうもので変わりり得るものだというふうに思いますけれども、一般的に言えば、金融機関行動の前提となる財務の健全性の確認をしながら、大事な資金管理あるいは決済リスクの管理を含めたりスクの管理一般を検証しているということですござります。

こういったE録査の性格を踏まえまして、私ども
つRCの機能ということを考えまして、私ども
の考查における着眼点といいますか力点は、これ
から申し上げるような考え方に基づいて設定いた
しました。

RCCは、もともと、不良債権を買い取ってこれを回収するということが重要な業務でございまして、その主要業務から発生するような損失は、

法の定めによつて預金保険機構等から補てんされるという枠組みが整備されております。したがい

まして、 考査では、改めて個別の不良債権、買い入れ不良債権等の内容を調査するというよりは、 不良債権の処理あるいは債務者の再生といったような業務が効率的に行われているか、その前提となる、資金管理を中心とした流動性リスクあるいはシステムリスクの管理に関しての調査を実施するということが適当だと考えて実施いたしました。

○村越委員 改めてもう一度お伺いしたいと思うんです
が、システムクリスケの回避という大きな目的のため
に日銀が担つていらっしゃる役割とお
うのは、行政による検査とどのように違うとお
考えなのか。改めてもう一度お聞かせいただきた
た。

○福葉参考人 お答え申し上げます。
日銀による考查は、決済システムの円滑かつ安
定的な運行確保を通じて信用秩序の維持に資する
ということを目的にしておるわけですが、金融庁

の方の検査は、銀行法等にもござりますように、金融機関の業務そのものの健全かつ適切な運営を確保することを目的にしているというふうに理解しております。

したがいまして、このように、両者は目的において異なっているものでございまして、これを大づかみに申し上げますと、決済システムの安定確保と個別金融機関の健全性確保の二つに大別いたしますと、日本銀行の検査は、日銀法にありますように、決済システムの安定性確保の方により重点を置いてやつているというふうに考えております。

○村越委員 ありがとうございます。日銀の方はこれでお引き取りいただいて結構です。

今の御答弁にありましたように、そもそも日銀の検査の目的と金融庁の役割というのは違うということで、次は、このRCCの問題に関して、ちょっとと金融庁側にいろいろお伺いをしたいと思います。

まず、RCCに対して今後金融庁が検査を行ふんでしょうか。私は、必ず金融庁がRCCに対しても検査に入るべき状況に今あるというふうに認識しているんですけども、いかがでしょうか。大臣、お答えいただけますか。

○佐藤政府参考人 RCC、整理回収機構は、御案内どおり、銀行法上の銀行でございますので、同法に基づく検査権限が私どもにござります。

それで、これまで、RCCの業務の特殊性とかあるいは私どもの検査人員のキャパシティ、いうといった制約等もあって、検査を行つてある実績がないわけでございますが、もちろん、金融庁として、RCCに対して検査を行わないといった方針を持ってるわけではございませんで、RCCの業務の状況等にかんがみて、必要があると認めると、検査を行ふことになるかどうかと申るときには所要の検査を行うことになります。

○村越委員 きのうの副大臣の御答弁でも、必要があればやるんだという旨のお話がありましたが

れども、その必要性というものが現在どれほどあるのか。その必要性があるかどうかというのをどういうふうに認識しているんでしょうか。また逆に、どういう状況になつたら検査に入る必要がある状況だとお考えでしようか。

○竹中國務大臣 先ほどからも説明がありましたように、我々の検査というのは銀行法第二十五条に基づいて行う、業務の健全かつ適切な運営を確保するために行うということになります。したがつて、必要があると認められる場合に、我々はそういう検査を行います。

同時に、今検査に対する必要性は大変いろいろなところで高いという事情も委員御理解いただいていると存じます。我々、検査人員等々をふやしていくだいておりますけれども、その我々のキヤバシティーと必要性との比較考量においてしつかりと判断をしていかなければいけないと思つております。

必要な場合というは、基本的には、リスク管理本部、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク等あります。

現体制で信頼の外、市場間違の外、浮動性の外、システムリスク、事務のリスク、それと、大きな二つではロングライアンスの適切性を論じる。

力がかかるところではない。この場合の証明をする必要がある、そのような場合には、我々全體のキヤバシティーの中でぜひしっかりと判断をしていくつもりであります。

とてその場その場で直三に手渡して、
でしようから、実際に検査をするかどうかといふ
のはあくまで裁量というか気分というか、そうい
うものになってしまふのかなと私は今率直に思つ
てゐるんです。

きのう、戻つてちよと調べましたら、平成土
三年十一月二十七日のこの委員会において、その
ときの柳澤大臣が、この銀行は別に預金の受け
れ機関でもないということで順番からおくれて二
るというふうな答弁をされています。今の金融
の方の御答弁または大臣の御答弁でも、また、

員が不足している、キヤパシティーの問題があるというふうな発言が非常にいろいろ出ているわけですけれども、竹中大臣は、このRCCというのが、柳澤大臣がおつしやったように、ほかの銀行と比べて優先順位が低い、そういうふうにお考えになっているんでしょうか。

○竹中國務大臣 先ほど村越委員がアドホックにやるということかとおつしやいましたけれども、これは決してアドホックではなくて、我々としては、検査計画というのをしっかりと立ててやります。その点はぜひ御信用賜りたいと思います。

お尋ねの柳澤大臣の御答弁、これは平成十三年十一月二十七日の御答弁だと思いますが、当時、まだ金融機関に対する風評も含めていろいろな議論がある中で、柳澤大臣の御答弁というのは、預金受け入れ機関を当面優先させなければいけないのではないかだろうかという当時の御認識を示されたということだと思います。

これは、先ほど申し上げましたように、それぞれ金融機関の役割というのがございます。預金受け入れ機関としての遵守をしなきやいけないといふこともありますし、RCCはRCCとして大変重要な役割を果たしているわけでございますから、そこは、まさに今の状況、ニーズを比べてしつかりと判断をしていかなければいけないといふふうに思っております。

いざれにしましても、柳澤大臣も、また私も、預金受け入れ機関は大変大事で検査の必要がある、RCCはそうではないから検査の必要性は低い、そんなことを申しているわけでは決してございません。

○村越委員 今大臣がお引きになつた、柳澤大臣も、預金受け入れ機関ではない云々というふうにおつしやつていまつたし、先日、副大臣も預金を受け入れ機関ではない云々の御答弁をされていたわけですけれども、やはり預金というのは、少なくとも、預ける人がみずからの意思によってお金を預けているわけですね、当たり前のことですけれども。ところが、そういう預金と比較をしまし

て、RCCCというものは国民の税金で動いているわけでして、いわば国家の意思でお金を預けて当該企業が運営されているということとして、やはりはるかに、そういう性質からして、行政による厳しい監視といいますか、チェックをする責任がもつと逆にあるんじゃないかというふうに、逆に私は考えるんですけども、私のそのような考え方に関するどのようにお考えになるでしょうか。

○伊藤副大臣 今委員御指摘のとおり、私どもが納税者の立場に立つて、しつかりとした説明責任を果たしていく、あるいは国民負担というものを軽減していく、こうした認識はしつかり持つていかなければいけないというふうに思つております。

たゞ、一方で、金融行政の目的上ひらのは、言

用秩序というものを維持し、そして預金者保護をしていく。これは大変大きな目的でございまして、これに基づいて金融機関の業務の健全性でありますとかあるいは適切性、こうしたもので確保していくために、検査と、そして監督、これを適切にやっていかなければいけないというふうに思つてはいるところでございます。

RCCは、先生御指摘のとおり、公的資金を用いて買い取りをした破綻金融機関あるいは旧住専の貸付債権等を適切、迅速に回収して、そして国民負担の最小化に寄与するという役割を担う公的機関としての側面を有しているわけであります。私どもとしては、こうしたRCCの業務の重要性を踏まえて、そして同機構の健全かつ適切な運営を確保する観点から、預金保険機構とも連携をしながら適切な監督を行っていくなければいけない、そういう認識の中で今日まで対応させていただいているところでございます。

○村越委員 では、ちよと矛先を変えまして、実は、先日、RCCの不正が明らかになつたとうふうに聞いています。報道によれば、整理回収機構元課長四千百万着服で告訴へと、整理回収機構大阪第三支店の元課長が、福岡支店の課長當時、RCCが抵当権を持つ土地や建物などを無断

で売却し、約四千百万円を着服していた疑いがあることがわかつたというような報道がなされてい るわけですが、これに関してぜひ大臣のコ ムへおこなっていただきたいと思います。

○竹中国務大臣　四月の八日、RCCから、同機構の元職員が債務者からの返済金を着服、横領する、とんでもない不祥事でありますけれども、これが発生したということが銀行法第五十三条に基づいて届け出がございました。その他、今、もう一つの事例も御紹介をしてくださいましたけれども、いざれにしましても、RCCというのは大変重要な、社会的な使命を担っているわけでありまして、そうした債権回収等々に関連してこのような不祥事が発生した、これはまことに遺憾なことであるというふうに思います。

わなきやいけない。同時に、これは、刑事告訴手続きを行う等厳正に対応していくものというふうに私は承知しております。

金融庁としては、RCCの業務の健全で適切な運営を確保する、そういう責務がござりますか

ら、これは銀行法第二十四条に基づきまして、事実関係等について報告を求めたところでございま
す。今後、RCCに對しては、事実関係の徹底的
な解明と厳正な対応及びその再発防止に我々も強
く取り組んでいく決意であります。

もう一つは、これは、二〇〇〇年五月にこういふ不正が行われた。もう四年近くたつて、今発覚をしているわけあります。これはもう本当に、監督責任というものがやはりあると私は思うんですが、それに関して、まず、どうお考えなのかということ。

やはり財務状況云々とかという話じゃないと私は思うんですね。この事件の概要を見ますと、非常にわかりやすい悪さというか、非常に不謹慎な発言ですけれども、初步的な、何かだれでも思いつくようなちよろまかしだと思うんですね。本当に、考查だとか検査だとか、そうやって財務状況

云々という議論をする以前に、非常にいいかげんな経営が行わっているんじやないかと私なんかは推察するところなんです。

されば、やはり、即刻、監督官庁である金融庁が検査に入る必要性というものが今まさに強くあるんじゃないかと私は考えるんですけども、それでまだ検査に入る状況では今ない、人員不足等々

○竹中国務大臣 まず、村越委員から監督の責任を理由に、まだ検査をしなくて大丈夫なんだ、そのようにお考えになるんでしょうか。

先ほど申し上げましたように、これは銀行法五十三条に基づいてまず届け出があったということをございます。これは、我々の監督のルールにのつとつて、この五十三条に基づく届け出があつた。その上で、やはり我々としてしつかりとやらなければならぬことをおこなつた、手帳のことをおこなつた。

なればいいのに、先方において事実説明を行わせることであります。それに関連して、何でこんな、非常にわかりやすい犯罪だというような御指摘がございましたけれども、やはりRCCの内部のコンプライアンス、法令遵守、それを監視する本部が本当にできているのどうか、そこ

がもう最大のポイントだと思います。

そうした観点から、先ほど申し上げましたように、銀行法第二十四条に基づく報告徴求を行つたわけです。この報告徴求は罰則規定つきでございます。事実に反することを言つてきたらこれは罰

則がかかるわけでございまして、この中で、コンプライアンス体制がどうなっているのか、それをやはりしっかりと我々としては見きわめなければいけないと私は思います。

ろでございりますので、それを持つて、我々は監督する立場からどうということをすべきか、これは厳正に判断して対応してまいります。

○村越委員　再三私が申し上げてきましたとおり、やはり金融府がRCCに検査に入るべきじや

ないかと私は考えています。聞くところによりますと、金融庁の検査というものは金融機関が震え上がるほど恐ろしいものだというふうに承っています。

ますから、國民にに対する説明責任を果たすといふ意味でも、ここでやはり大臣に御英断をいただいて、きつとわかりやすいように検査に入つていただくのが私はいいのではないかと考えています。

それでは、ちょっとと時間もありませんので、きのう、通告をしましてちょっとと積み残してしまつた、本来の法案に関する質問に移りたいと思ひます。

この法案によつてどういつたメリットが国民の皆様に対してもたらされるのかというのが、私はひとつ検証する必要があるのではないかと考えるんです。ですが、預金保険機構の借り入れ等に政府保証を与えるというふうになつてゐるわけですから、国

国民のまさに財産を用いることによる措置になると
いうことですから、資本注入をすることによって
国民の皆様が受ける恩恵というかメリットという
のが一体どこにあるのかというのをお聞かせいた
だきたいと思います。

は、金融機能を強化する。金融機能が強化されることは、金融機能を強化する。金融機能が強化されることによって、これはもう國民広く、特に地域の企業、預金者、幅広くメリットを受けることになります。なぜなら、その資本注入との関係、結びつけの考え方をもう一度申し上げます。

と、やはり自己資本というのは金融機関にとってリスクを吸収するバッファーになるものである。今大変、今のマクロ経済の状況を地域に浸透させたいという非常に強い期待が国民に広くあるわけでございますけれども、その中で、地域の金融

機関がその金融機能を強化させるに当たって、今回の資本の参加というものは大変大きな役割を果たすのではないかというふうに考えるわけでござります。そのリスクのバッファーがふえることによって金融機関がリスクをとれるようになる。

例えば、一つの形としては、それを貸し付けに回す。貸し付けするということになるわけですから、そういうリスクをとることになるわけですが、そういう形にあらわれる可能性があるだろう。ないしは、貸し出しそのものというよりは、その質の内容として、例えば無担保の貸し付け、第三者保証

を知らないような貸し付けにリスク対応できるのではないかだろうか。企業の、債務者の再建そのものに対して手をかすことができるのではないだろ

うか。本業がよくて、しかし、過去の債務を持つているところ、たくさん債務を持つているような企業に対して、例えば債権放棄をするというようのも一つの手段でございましょう。そういう意味で、バランスシート調整を助けることが可能になるのではないか。

その意味で、まさに資本を厚くするということが、金融機関のリスク対応力を高めて、金融機能を高める、これはやはり地域にとって、住民にとって、国民にとって、大きなメリットをもたらし得るものである。それが実現するような枠組みをつくりたいというふうに考えているところでございます。

○村越委員 銀行に対する株式引き受けによつて、言つてみれば国民全体が株主になるんじやないかと私は考えるわけですけれども、株主である国民の利益が確保されるためには、銀行の経営に対する関与ができなくてはいけないわけですけれども、ここで言う株式というのは議決権制限等のない株式なんでしょうか。

○増井政府参考人 お答えいたします。

資本参加時の資本の種類につきましては、銀行の場合には、ガバナンスの確保を確実にする観点から株式に限りることにしておりまして、より具体的に申し上げますと、経営強化計画に結果責任の記載のある銀行の場合、結果責任の明確化等、経営強化計画の履行を確保する観点から、取締役等選解任議決権つきの優先株式を基本といたしまします。ただ、自己資本比率が基準値未満の場合には、さらに国によるガバナンスを強化する観点

から、普通株式も可能とするというふうに考えております。

さらに、抜本的な組織再編成が行われる場合など、結果責任を求めない銀行の場合でございますが、こちらの方は無議決権優先株式といたしまして、必要に応じ、普通株への転換権行使することで、必要に応じ、普通株への転換権行使することで、必要に応じ、普通株への転換権行使することで、必要に応じ、普通株への転換権行使することで、必要に応じ、普通株への転換権行使することで、必要に応じ、普通株への転換権行使

とを可能とする予定になつております。

○村越委員 これは、いろいろおつしやつていましましたけれども、制限があるということですよね。

そうだとしたら、なぜそういうふうにされたのか、お答えいただきたいと思います。

○増井政府参考人 この引受株式の種類につきましては、金融審議会の報告で一定の整理がなされしております。ちょっとそれを引用させていただきますと、

公的資本増強行に対し、国は資本増強の法目

的に沿つてガバナンスを発揮することが求めら

れている。その場合、株主としての議決権行使に拘らなくとも、基本的には行政命令権等を通じた監督行政によって、金融機関の経営を健全化するため適切なガバナンスが発揮される。

仮にガバナンスが不十分な場合には、株主によ

る経営のコントロール手段として取締役等の選

解任に係る議決権を国が有することにより、ガ

バナンスは強化される。この組合せであれば、

法律による行政の原理に基づき、金融機関の個

別の経営に対する過度な関与は避け自主性を尊

重するという監督行政への一般的な要請を満た

さるに、さらには、普通株主となる場合には、金融機関の健全化と株主価値の増大という二つの要請に沿つて

議決権行使することとなる。これらの要請は

一般的に齟齬を来たすものではないが、他の株

主にとっては、国の議決権行使に不確実性があ

り、却つて市場の信認を低下させるおそれもあり

ると考えられる。また、国民負担を極力回避す

る観点からは、配当や残余財産分配の順位が普通株式に優先する株式の方が望ましく、典型的な危機対応の場合以外のケースにおいては、この観点はなおさら重要な考え方である。さらに、普通株式による多額の資本増強により、他の株主が必要以上に希薄化の懸念を持つ可能性もある。

こういった普通株式に係る利害得失を踏まえまでも、この間お話をしたことでおわかりをいたしましたが、どうぞよろしくお願いします。

○伊藤副大臣 ちょっと長くて恐縮でございましたが、そういった考え方で整理されております。

こういった普通株式に係る利害得失を踏まえましたけれども、制限があるということです。

○伊藤副大臣 ちょっともう時間がないので急ぎた

いんすけれども預金保険機構のことに関しては、ちょっと何点かお伺いしたいのですが、預金保険

機構の債務残高は最新で今いかほどなんでしょう

か。

○伊藤副大臣 平成十六年三月末時点の預金保険

機構の借入金残高及び債券発行残高の合計でござ

いますが、十九兆八千七百九十一億円となつております。

○伊藤副大臣 この十九兆余りの金額というのほど

こから借り入れているものなのか、公的資金を注

入されていない民間金融機関からなのでしょう

か。

○伊藤副大臣 預金保険機構の借り入れに当たりましては、多額の公的資金を公正、透明かつ低コストで調達する必要があります。そうしたことから、内外の金融機関を広く対象に、透明な入札手続により実施をいたしているところでございまして、公的資金注入行を排除しているものではございません。

○伊藤副大臣 ちよつと残念ながらもう時間が来てしまって、我が党の真打ちが後ろに待っています。私はきょうはこのぐらいで下がりたい

と思います。ありがとうございました。

○田野瀬委員長 次に、中塚一宏君。

本日は、前回の委員会で取り上げましたキャッシュカードの偽造被害の話から、この間ちよつと時間がなかつたものですから、そのことからお伺いをしたいというふうに思います。

きょうは資料等はお配りをしておりませんけれども、この間お話をしたことでおわかりをいたしましたが、お金を引き出されてしまうということです。

このケースで問題なのは、結局キャッシュカードが偽造をされまして、別の銀行、違う銀行のATMからお金を引き出されてしまうということです。

被害者はATMの管理銀行であつて、あくまで預金をおろされ、またあるいは今はカードで借金までつくれる、ローンまで組めるということになります。第一点ですね。そして、第二点目として、被害者はATMの管理銀行であつて、あくまで預

シユカードホルダーは被害者ではないということです。

被害者はATMの管理銀行であつて、あくまで預

うふうにこれは御対応いただいているんでしようか。

〔委員長退席　山本（明）委員長代理着席〕
○伊藤副大臣 私からお答えをさせていただきました。
いと存ります。

過日の委員会でも、中塚委員からこの偽造キヤツシユカードの問題、その深刻さについて大変詳しく問題提起をいたいたところでございまして、私もどもいたしましても、この問題については極めて重要な問題だというふうに認識をいたしているところでございます。

これまでも、金融庁といたしましては、金融団体との意見交換会をさせていただいた。そして金融機関に対して適切な対応策の検討を要請しているところであります。今月開催される金融団体との意見交換会においては、中塚委員からも今二

点御指摘がございましたけれども、そうしたこと踏まえて、銀行システムにかかるセキュリティー対策あるいは被害者に対する銀行の窓口の対応、責任分担の問題、そして警察の捜査に対する対応等、偽造カード問題に対する適切な対応について改めて要請を行うことといたしておりまして、きょうもこの午後の委員会が始まる前に地銀協会との意見交換がございましたし、こうしたことを、国会での御審議も踏まえて、私ども金融庁から地銀協会に対してもお話をさせていただいたところでございます。

いざれにいたしましても、関係機関と連携をして、この偽造カード問題の発生をなくしていく、そのためには銀行業界の取り組みを引き続き促していきたいと考えているところでございます。

○中塚委員 この間の質疑で竹中大臣がお答えいただいたことについて、まず被害届をちゃんと出され仕組みをつくるということをお答えいただいておりますので、そのことはぜひ、銀行との懇談会ですか、その席では強く強く言つていただきたいというふうに思います。そしてまた、暗証番号の問題で、暗証番号というのが一つのプロテクトとしてある、しっかりと管理されるような注意喚起

い、あるいは約款が何らかの理由で無効である、こうのことになりますと、民法に従つてどちら

を保護するかということが決められることになります。

濟であつても、弁済者を保護する必要があることは、これをお効なものとして扱おう、こういううえ方に立つております。民法では、債権の準占主者に対してした弁済であつて、弁済者が善意無過失の場合には、無権原者に対する弁済でもこれ有効なものとする、したがつて、もう一度払わねえ

くてい、こううことになります。
ここで言われております債権の準占有者とい
いのは、取引観念の上から見て真実の債権者と信
させるような外觀を有する者をい。典型的なま
が、通帳と判決書を持つてくる、そうであればこ

はます預金者だと信するのが普通である、そういうような形で準占有者というものが考えられています。

また、これに対して、その人に弁済することについて銀行が善意無過失であると。これは、取引の窓口であれば担当者がどういう注意を尽くしかかというようなことで判断されますが、御指摘のようなカード、機械でやる場合、これはます普通は暗証番号の確認でやっているわけですが、裁判所の考え方いたしましては、そういう

は、機械払いシステムの場合の善玉無過失といふ機械払いシステムの場合の善玉無過失といふ機械払いシステムの場合は、大きく分けまして、今と同じ者と異なる者とであります。この二種類の場合は、機械払いシステムの設置管理の全体について、可能な限度で無権原者による払い戻しを排除し得るような注意義務が尽くされていたかどうか。例えば、預金者に向かって、暗証番号を入力すれば払い戻されるのです。そういう意味で暗証番号の管理には十分な注意をするようにというようなことを銀行側が注意喚起をしていったかどうか、こういうようなことも含めて総合的に判断をさせられる、こういうことになつております。

以上が払い戻しの場合ですが、ローンの貸しあげの場合には、大きく分けまして、今と同じ者と異なる者とであります。この二種類の場合は、機械払いシステムの設置管理の全体について、可能な限度で無権原者による払い戻しを排除し得るような注意義務が尽くされていたかどうか。例えば、預金者に向かって、暗証番号を入力すれば払い戻されるのです。そういう意味で暗証番号の管理には十分な注意をするようにというようなことを銀行側が注意喚起をしていったかどうか、こういうようなことも含めて総合的に判断をさせられる、こういうことになつております。

方をそのまま貸し付けにも適用する考え方が一つございます。

ただ、払い戻しというのは、従来ある債権の弁済ということですが、ローン貸し付けの場合は新たな債務も負担してしまうという側面がありまして

て、そちらを重視いたしますと、払い戻しの場合とは違つて新たな契約がなされたわけであるから、これについては民法上の表見代理の考え方を適用すべきだ。その考え方によりますと、正当なカード名義人であるかのとき外観が存在するのかどうか、また、その外観の作出についてカード

名義人に責められるべき事由があるかどうか、そして銀行が善意無過失であるかどうかという、非常に似てはおりますが、やや違う要件で判断をする。

用されておりまして、今どちらが確定的に裁判所の判断だというぐあいには申し上げる状態ではございませんが、そういう考え方で判断がされています。

「うふうに思いますが、でも、そういうことはないんですね。そもそもキャッシュカード自体は余り人に渡したりするものではありませんし、例えばクレジットカードなんかは、これも第一線の警察の方にお伺いした話ですが、ガソリンスタンドで払うときにはクレジットカードを渡す、その間にスキミングされることがあるというふうな話は聞きました。それは確かにむべなるかなと。要は自分の手を離れていいってしまうわけですね。デパートで買い物をするときなんかでもそうですが、デパートなんかは特に奥に行つて会計をしてまた戻ってくるわけ

ですから、その間は自分の見えないところにカードが行ってしまうということはありますけれども、ただ、キャッシュカードの場合は、そういうケースというのは余り想定できない。いつも持つてあるわけです。最近は、例えばデビットカードなんかで使えるようにもなっていますから、銀行のATM以外でもそのカードは使えるようにはなっておりますけれども、それでも、肌身離さず持つてあるという意味でいうと、クレジットカードなんかよりははるかに自分の身の回りにあるということですね。

そういう意味で、私もいろいろな話を聞きますが、多くの場合はカードホールダーに決定的な過失というものがあるかというと、それはそういうふうに思えない例というのが圧倒的に多いわけなんです。

あと、銀行の方は過失があるのかどうかということになつてまいりますと、今民事局長から、機械で払い戻しをするというふうなことでありましたけれども、機械が正常に作動しているんだからということで、引き出されたお金はもうその銀行としては閑知しない、それをだれが引き出したのかといふのは問題ではないということで、話し合ひにすら応じないという例がいっぱいあるわけなんです。

前回も申し上げましたが、こういつた場合に銀行と預金者が民事上では対等の関係で過失の有無を争うということは、確かにそれは民法の世界では理解できなくはありませんけれども、銀行と預金者が果たして対等かといえば、それは決してそうではないわけでありますし、銀行法だつて預金保険法だつて対等ではないからこそ預金者保護といふことをうたっている。やはり、情報の非対称性といふことをうたっています。預金者が銀行のディスクロージャー誌を見て、端から端まで読んでも理解がわかるのかというと、それは決してそうではない。だからこそ、監督庁としての金融庁の役割もあるということになるわけであつて、この被

害の救済ということについて、きょうからの懇談会等で金融庁としてはどういうふうな問題提起なり指導というものを行つておられるおつもりか、いかがでしょうか。

○五味政府参考人 お答えいたします。

先ほど副大臣から答弁申し上げましたけれども、今御指摘の視点につきましては、銀行における窓口の対応、特に捜査機関との協力などを中心に銀行における窓口の対応を誠実に適切に行つていただくようについて、それから、責任分担の問題について誠意を持って取り組むようにとうことをお願いするようにしております。

各行において、とにかくこれは非常に重要な問題であるということ、それから、これは預金者保護――銀行法の一般的な預金者保護は、むしろ信

用秩序を安定させる、金融機関の健全性を確保するということによって預金というものを守つていくという意味での預金者保護でございます。こちらはどうやらかというと消費者保護といふ趣旨でござります。

とかいふた、大きな企業と個人である利用者といふことを、きょうも、私は先ほど国会に来ておりましたので行かれませんでした、別の者が対応しようと思つております。

○中塚委員 今局長は、責任分担という言葉があつたんですが、責任分担というのは何の責任分

担なんでしょうか。銀行と銀行の責任分担の話なのか、あるいは銀行と預金者の責任の分担の話なのか、そのところはどうなんでしょうか。

○五味政府参考人 今申しました責任分担といふことは、銀行同士の話ではございませんで、預

金者の責めに帰すべき事由というのが約款上ない場合、銀行は免責を必ずしも主張しない、こういきたいと思います。

○中塚委員 今局長は、責任分担といふ趣旨でござります。

○中塚委員 それぞれの立場でということなんですが、今局長、預金者というだけではなく、消費者といふふうなお話をされておりましたけれども、しかし、いずれにせよ、銀行と預金者がそんな完全に対等であるということではないと思うんですね、銀行法であれ消費者の保護という意味であれ。であるならば、責任分担といふことは変わつて当然だと思ひますし、何とか被害に遭われた方を救済するための方策といふことについて取り組んでいただきたい。

次に、金融機能強化法案の問題について質疑をしようと思います。

まず、これも前回の質疑の際にお伺いをしたところも、これだけ深刻な課題になつてきているんですね。そうやつて銀行の方と懇談会を開いていただいてお話をされているということありますけれども、竹中大臣、ぜひ被害者の救済ということについて、お考えを、あるいはこれからの方針ということについてお聞かせをいただ

に帰すべき事由があるのかないのかというような点について、真摯に預金者の方とどうか被害に遭われた方とお話し合いあるいはそいつた意見交換というのをしていただくようにと、こういう趣旨でございます。

○五味政府参考人 お答えいたします。

○中塚委員 ということは、預金者に責任があるのかないのかということについて、銀行はちゃんとまだ思いますが、銀行においてよく預金者の方と調べるようにといふ趣旨でございます。

○中塚委員 ケースによつて対応がさまざま

そういう意味で、銀行もよく調べるようにと。それから、預金者の方も自分に落ち度があつたのかなかつたのか、あるいはキャッシュカードがどういう場面で、人手に渡つたことがあつたのかな

かつたのか、こういつたようなことについても

もちろんよく説明をしていただく必要があつて、それぞれの立場でよく事実関係を確認する、こういふ趣旨でございます。

○中塚委員 それぞれの立場でということなんですが、今局長、預金者というだけではなく、消費者といふふうなお話をされておりましたけれども、しかし、いずれにせよ、銀行と預金者がそんな完全に対等であるということではないと思うんですね、銀行法であれ消費者の保護といふことはきょうはこれぐらいにいたしました。

○中塚委員 引き続きこの問題は取り上げていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うふうにお答えになりました。

○竹中國務大臣 前回、中塚委員から御指摘をいたいて、我々も改めてこれは本当に深刻な新しいタイプの問題であるということを認識いたしました。

これに関しては、今監督局長が申し上げましたように、それぞれの立場で事実関係をしっかりと把握して認識をしながら、それそれがやはり誠意を持って解決策を見出していかなければいけないという性格のものであろうかと思います。何よりもこの犯罪の全容がどうもわからぬ。なぜあんなもののにせものがこうも出てくるのか、その事実がわからないというのが背景にござります。

○五味政府参考人 ケースによつて対応がさまざま

そういう意味で、銀行もよく調べるようにと。それから、預金者の方も自分に落ち度があつたのかなかつたのか、あるいはキャッシュカードがどう

いう場面で、人手に渡つたことがあつたのかな

かつたのか、こういつたようなことについても

もちろんよく説明をしていただく必要があつて、それぞれの立場でよく事実関係を確認する、こういふ趣旨でございます。

○中塚委員 それぞれの立場でということなんですが、今局長、預金者というだけではなく、消費者といふふうなお話をされておりましたけれども、しかし、いずれにせよ、銀行と預金者がそんな完全に対等であるということではないと思うんですね、銀行法であれ消費者の保護といふことはきょうはこれぐらいにいたしました。

○中塚委員 引き続きこの問題は取り上げていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

うから、その際にも直接私は聞いた。だすようにしていきたいというふうに思います。特に、また銀行の経営者の方が参考人で来られるときもあるでしょ

ことで、例えばある銀行が手を挙げたとする。AとBが合併して今度C銀行になるんですがと、そのC銀行が手を挙げてきて注入を申請するというときに、資産を適切に査定するというのは現実問題どういうことをされるのか。

○竹中國務大臣 ござりますけれども、過去の資本注入のこと、これは前段でおつやつたことで
申上げましたけれども、これは長いスパンで政策全体の評価は専門家によつてぜひいた
だかきやいけないということだと思います。ただ、今回の対応は、過去の反省で、何か過去がう
まくいかなかつたから今度はこうだということでは全くないわけでございます。今回は、今の地域
経済からのニーズ、新しいニーズに基づいて、新
しい状況を踏まえて我々としては枠組みを考え
いるということでございます。

ちなみに、過去のものについては返つてこな
かつたじやないか、りそなと足利はそういうふう
になつたじやないかという御指摘がござりますけ
れども、一方で完済した銀行が三行ございます。
安定化法については、多分七割か八割ぐらいは
返つてきております。健全化法の注入について
は、これはまだ評価の途上でありますけれども、
これも今一割近く返済の計画を含めてあるわけで
ござりますので、これはやはりそれなりの役割を
果たしたたどいうふうに私は考えております。

後半おつしやいました、入り口が重要だ、つまり、資産査定が重要だという御指摘は、これはそのとおりであろうかと思思います。資本の参加に当たっては、金額が適切なものであるかどうかをチェックしなければならない。したがって、その資産査定は重要な前提になります。このためには、金融機関がみずから厳格な資産査定を行うというのが重要な出発点でありますし、そこに会計監査人による厳正、適正なチェックを受ける、これを確認する必要がございます。

同時に、資産内容、資産査定の内容について当局が検査によつて確認する必要もあると思いま

す。このために具体的にどうするかといいますと、経営強化計画の提出に当たりましては、まず直近の財務諸表とその適正性について経営陣が宣誓した書類を出してもらおう、会計監査による適正なチェックが行われている旨の書面を提出してもらう、さらに、当該直近の財務諸表が当局による検査でその適正性が確認されたものであるか、または当局による検査の内容が反映されたものである、そういうことを求めるというふうにしているわけでございます。

○中塚委員 今の答弁の中で、前半の部分で、過去の失敗を踏まえたものではないということをおっしゃいましたが、それはもちろん政策目的が違うということを言いたいんでしようね。早期健全化法との金融機能強化法は政策目的が違うんだということをおっしゃりたいんだと思うんですけど、けれども、それは、私がそのことを理解するしないということは別にして、政策目的が違うというのは、立法者というか提出者としてお話しになる分には構いませんけれども、ただ、私が申し上げているのは結果責任の部分の話であつて、要は立法の趣旨なり政策目的というものが前の早期健全化法とこの金融機能強化法と異なつていたとしても、つまり、現実問題としてうまくいったところもあるというお話をだつたですが、うまくいかなかつたところもあるわけですね、それがなぜなのかということについての検証というのは必要だというふうに思う。

だから、何かの反省の上に立つてやっているわけではないというふうにおっしゃったのは、政策目的が違う場合には何かの反省に立つて政策目的を変えたということではないという意味だと思いますけれども、そうじやなくて、国民の税金というものを使うということと、国民の税金というものの使い、それが失敗して返つてこなくなつてしまふ問題については、やっぱり反省の上に立つてやつてもらわなければいけないということなんですね。そのことを一つ申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つ、資産の査定の話なんですが、今の話を聞いておりますと、直近の検査ということですね。直近の検査ということですが、では、申請があつたときに検査を改めて行うということはないのかということが一つ。
あともう一つ、ディスクハウントキャッシュフローですね、DCF方式というものをおとりにされるのかどうかということについてはいかがですか。

た場合に、そのときに検査をするということでも
ケースとしてはあり得るということでよろしいん
ですかね。

○増井政府参考人 場合によってはそういうケ
ースもあり得るということだと思います。

○中塚委員 次に、合併をしない場合のことと同
じないんですが、合併をするときは合併をして低
下する自己資本比率を補う、要は、私どもの党の会
議に資料提出をいただきましたけれども、自己資本

○増井政府参考人 今の 検査のタイミングのお話でございます。

新しい公的資金制度につきましては、先ほど大臣がお話しされたようなことでやるわけでござりますが、いろんなケースが考えられると思います。

例えば、申請前の直近の決算に対する検査が既に行われて、当該直近の決算の適正性が検査で確認された上で当該決算に基づく申請がなされたケース、さらには、その直近の決算が前期の決算に対する検査結果を反映している場合に当該直近の決算を前提に申請がなされたケース、こういったケースにつきましては、審査後改めて申請を行った金融機関に検査に入るまでもなく、検査によって確認された決算に基づいて審査がされるものというふうに考えております。

一方、こういったケースに当てはまらない場合

もあると思います。そういう場合には、例えば当局が申請あるいは事実上の予備的な申請を受けた検査を行つて、直近の決算について変わりがないことを確認した上でなければ、決算に基づく資本参加の決定は行わないこととするのが適当ではないかということを考えております。

また、検査の内容につきましては、基本的に、私どもが公表しております検査マニュアルに基づいて行うということでございます。

○中塚委員 ということは、合併をするということ

とになつて公的資金の投入申請というか、皆さん方の言葉で言うところの国の資本参加申請があつ

○中塚委員 合併をしない場合、単体の場合はどうなんでしょうか。単体の場合も同様に申請に

よつて自己資本比率のかさ上げというのを行ふんでしょうか。

○増井政府参考人 単体の場合でも同様でござります。

○中塚委員 護送船団行政ではない、ルールに基づく公平で透明な行政を目指すということだったと思うんですけれども。

今、検査のお話と自己資本比率のかさ上げの話を伺いをしたわけなんですが、そのことも含めて、もう一つお伺いしてからその基準というこについて最終的に伺いたいんですが、この審査基準で、計画の中身には収益性、効率性等の数値目標というのを書くことになつておる。しかも、その審査の基準には収益性、効率性等の向上が見込まれることというふうに書いてあるということなんですが、それはどういう基準によつてこの収益性とか効率性が向上すると見込まれると判断をするんですか。

○増井政府参考人 御指摘のように、収益性、効率性についての向上が見込まれるというのを見込みます。効率性については経費率を考えております。その他の指標、数値目標といたしましては、収益性について、具体的に申し上げますと、私どもはコア業務純益、ROAという指標を考えております。効率性については経費率を考えております。その他の指標、数値目標といたしましては、不良債権の処理に関する数値目標を求めることがあります。

計画でそういうふうに見込まれるということではございますけれども、それに対する審査基準といつてしまして、まず、収益性の向上につきましては、今申し上げましたように、コア業務純益、ROAの向上幅が、同一業態のうちコア業務純益、ROAが比較的上位の水準にある、例えば上位三〇%程度であろうというふうに考えておりますけれども、その金融機関のコア業務純益、ROAの向上幅を上回るといったような審査基準を考えたいと思っております。さらに、業務の効率性につ

きましては、経費率が直近事業年度の水準を下回ること、不良債権の処理に関しては、国が資本参

加後、不良債権処理が進展することを求めることが考えられます。

ただ、これにつきましては、具体的には、地域金融機関について、やはり不良債権比率の水準がばらつきが大きいわけでございまして、一律の基準は適当でないということでござりますので、数値目標の最低基準として、少なくとも資本参加時の不良債権比率より減少させるということを考えております。

以上でございます。

○中塚委員 今は、何を目標にするか、どういつたものを数値目標に設定するかというお話はあつたと思うんですが、ROAが果たして目標どおりに向ふするかどうかかということについてはどうやつて判断をするのかというのが私の聞きたいことなんですねけれども。

○増井政府参考人 先生御指摘のように、確かに目標は立派でもそれができなければ意味がないというのは、おっしゃるとおりだと思います。したがつて、その場合に、どういうビジネスプランを立てるかというのが非常に大事だというふうに思つております。

ビジネスプランの審査に当たつては、確実性の高い収益力強化策として、経費リストラの実行だけがあるのは既存の事業の選択と集中による収益力の強化、そういうことを図ることによりまして目的を達成できるかどうかを重視するというふうに考えております。

計画でそういうふうに見込まれるということではございますけれども、それに対する審査基準といつてしまして、まず、収益性の向上につきましては、今申し上げましたように、コア業務純益、ROAの向上幅が、同一業態のうちコア業務純益、ROAが比較的上位の水準にある、例えば上位三〇%程度であろうというふうに考えておりますけれども、その金融機関のコア業務純益、ROAの向上幅を上回るといったような審査基準を考えたいと思っております。さらに、業務の効率性につ

うのは何のことなんですかね。ビジネスプランと云ふうな銀行に変わつていこうということなのか。

○増井政府参考人 そのビジネスプランによって、R.O.A.が、それが

ある目標を設定して、そのとおりになるかどうかというふうに書いてあるという、その相関関係についてもちょっとよくわからんんですねけれども。ありますけれども、経営強化計画というのを出していただくなっています。そういう中で数値目標はもちろん入つておるわけですが、その数値目標を達成するための方策というのを内容で書いていただくということになります。

そこで、いろいろなビジネスプラン、先ほどちょっとと申し上げましたが、収益力の強化策、経費リストラの実行等々ということを申し上げました。それが全体としてビジネスプランになる。そうしたが、そういうものを書いてもらいまして、経費リストラの実行等々といふふうに思つております。

○中塚委員 だから、その収益力を強化するための方策というのがまさに数値としてのROAになつてくるわけでしょ。だから、収益力を強化するための方策というのが妥当かどうかを判断するといふふうに思つております。

○増井政府参考人 審査会につきましては、初めに、この決定を行ふ際に、基本的に意見を聞く場合と必要に応じてという場合がござりますけれども、基本的に意見を聞くことになつております。なおかつ、履行状況についても意見を聞くことがあります。

○中塚委員 その審査会なんですけれども、例えればういった方をメンバーとして考えておられるのか、個別の名前は無理でも、こういう仕事の人には頼もうと思つておるとかということぐらいはあってしかるべきなんだろうと思うのですが、そこはいかがなんでしょう。

○増井政府参考人 金融機能強化審査会でござりますけれども、まだ法案の御審議をいただいていますけれども、まだ法案の御審議をいただいていますけれども、それをどういうふうに三から五にするか。子供がこういう計画を立てますと、では、その計画が果たして妥当なかどうかということ

は何によつて検証するのかという話を聞いている

んです。

○増井政府参考人 先生おっしゃるとおり、受験生が幾らプランだけ出しても、そのとおり実力がつかないのではないかというのは、おっしゃるとおりだと思いますが、いずれにいたしましても、そういうふうな一つは、先ほ

ういつたビジネスプランについて、一つは、先ほど申し上げましたが、金融機能強化審査会というのを設けて、ある意味ではプロの家庭教師などの予備校の先生が知りませんで、しっかりと見ていただくということがあります。

それに基づいて、この計画でしつかりやつてゐるかどうかというのは、一つは、これもたびたび御説明をいたしましたが、ディスクロージャーによるパブリックプレッシャー、あるいは、かなりできが悪ければ、監督上の措置を講ずることに

よつてしつかり計画を実施してもらうということではないかというふうに考えております。

○中塚委員 そのくだんの審査会なんですけれども、それは、要是経営強化計画が履行されているかどうかということをウオッチするわけです。○増井政府参考人 審査会につきましては、初めてこの決定を行ふ際に、基本的に意見を聞く場合と必要に応じてという場合がござりますけれども、基本的に意見を聞くことになつております。

○中塚委員 その審査会なんですけれども、例えればういった方をメンバーとして考えておられるのか、個別の名前は無理でも、こういう仕事の人には頼もうと思つておるとかということぐらいはあってしかるべきなんだろうと思うのですが、そこはいかがなんでしょう。

○増井政府参考人 金融機能強化審査会でござりますけれども、まだ法案の御審議をいただいていますけれども、まだ法案の御審議をいただいていますけれども、それをどういうふうに三から五にするか。子供がこういう計画を立てますと、では、その計画が果たして妥当なかどうかということ

自目標あるいはその裏づとなるビジネスプランの妥当性や実現可能性について目書きが求められるということでおざいますので、そういった観点から、法律上は金融・法律・会計等に関する知識を有する者五名以内から成る金融機能強化審査会を金融庁に置くというふうになつております。また、そういう観点から人選を進めるということがだとうふうに考えております。

○中塚委員 竹中大臣、大変大事なところだと思います。要は、経営の強化計画というのを出してくる、それを審査して、資本注入をする、経営参加をするということを決めるということになります。それで、その経営強化計画といふのが果たして本当に妥当なものかどうかということは、皆さんの立場からいうところの金融機能強化をする上で一番重要なポイントだと思うんですね。だつて、それがだめだつたら、結局のところ、また破綻をしたりというふうなことも十分に起こり得るわけだし。

あえてもう一つお聞きしますが、この経営強化計画というのを持つていつたと、ところが、その審査会でこんな計画じやだめだということではねられることがだつてあるということですね。

○竹中国務大臣 委員まさに御指摘のとおり、大変重要な部分でございます。今、局長の方からきちっと説明させていただいたつもりでござりますけれども、もう一度ぜひ御確認をいただきたいと思うんです。

これは、経営強化計画が出てまいります、その中の収益性・効率性等の数値目標の中身についてはかなり詳しく先ほど局長の方から御説明をさせました。しかしながら、それが絵にかいたものではだめだ、ROA・業務純益がどのくらい上がるのが、それを可能にする方策は何なのかといふのがいわゆる数値目標を達成するための方策、これをビジネスプランというふうに呼んでいるわけでございます。ビジネスモデルというのは別に使われる場合がありますが、これはもうちょっと

抽象的な概念で、経営の一つの全体の姿。ここで言う数値目標を達成するための具体的な方策がビジネスプランだというふうにお考えください。

例えば、売り上げを伸ばすということであるならば、そのために従業員をふやすのか、営業拠点をふやすのか、どこどこと提携するのか、そういうことが書かれているはずのものがビジネスプランでございます。

そこで、もう一つ、先ほどから中塚委員がお尋ねになつてているのは、それはかなり重要な経営判断みたいなものだから、一体このビジネスプランが本当にうまくいかどうかという判断をだれがどうするのか、ここが我々が言う目つきの部分であります。その目つきというのは、これは役人だけができるとは思いませんので、専門家のお力をかりたい、そのためには、このための委員会をつくらたいというふうに考えるわけでございます。これは、会計の専門家、法律の専門家、そういう方々五人程度に集まつていただいて、これは非常勤ではござりますけれども、しっかりととしたわざ目つきの部分の役割を果たしていただきたいということです。

これはしかし、当然のことながら、ここは厳しく審査をしていただかなければいけないということになります。審査基準を満たさない場合は国が資本参加することはできない、これは当然そういう姿勢で臨まなければいけないと思います。

例えますすけれども、収益性の向上度合いにどう見ても飛躍がある、今までここで来たものがぼんと急にこんな高い収益性を盛り込んでいる、これはとても説明できるものではないのではないか、そういうものがもし出てきたら、これはちゃんとはねなければならないというふうに思います。その前提となる財務状況について適切な資産査定がなされているか、先ほど御質問いたしましたが、そういった査定が当局として十分確認できなかつた、その場合もこれはしっかりとねなければいけない。

そういうために、我々としては、しつかりとした審査、目つきも活用した審査を行う必要がある、そのための仕組みをつくっているつもりであるということでございます。

○中塚委員 断されることもあるということでもろしいわけですよね。いいですね。断られることもあると、断られた銀行というのはどうなるのかというと、それは、要是収益力が向上しない銀行だということになつて、恐らく悲惨なことになるんだろうなというふうに思うんですね。そうすると、必然的にこの審査委員会なるものは申請があつたものは認めざるを得ない、実質的には。もう一つは、申請があつたら認めなきやいけないということは、事前審査が必要になつてくるということなんだろうというふうに思うわけです。予備的審査を、事前審査を皆さんの方でおやりになつて、この計画だつたらまあ妥当だらうといふうなものを見査会に持つていけということになります。その結果として、先ほどお伺いをいたしました、例えば自己資本の問題についても、銀行からの申請に応じてかさ上げをするということでありました。その結果として、自己資本を何%まで上げるのかということも当局の恣意的な裁量によって決まることがあります。したが、結局、自己資本を何%まで上げるのかと、いうことも当局の恣意的な裁量によって決まるこになつてしまふのではないかというふうな疑惑を持たざるを得ないわけですが、そこはいかがですか。

○竹中國務大臣 それこそ尊敬する中塚先生でございますが、今の疑惑というのは、ちょっと、私たちが今御説明申し上げていることからジャンプがあるのではございませんでしようか。そういうことがないよう、我々はしっかりと運営をいたします。

もしそれを出してきて、だめだつたらどうかと。これは、このプランはだめだ、だめなものはだめだというふうに我々は当然言わなければいけません。しかし、そんなことはなく、それによってなああで全部進んでいくのではないから。そういうことは断じてございません。のためにも第三

者の口引きも活用しておりますし、基準等々も非常に厳格なものにしたつもりでございます。
○中塚委員 それはちょっとと考え違いなんじやないのかということを今おっしゃいましたが、ということは、逆にこういうことは言えるんではないですかね。組織再編特措法というのが、要は資本増強としては一件しか使われなかつたということですね。何でだと思われますか。

要は、組織再編特別措置法をつくる立法の趣旨として、政策目的として、合併をさせるあるいは資本注入をするということを目的に特別措置法までおつくりになられたということだと思いますが、合併手続の簡略化なんかでは割と使われているというふうに聞いておりますけれども、資本注入ということについては使われていない、一件だけだというふうに聞いているんですが、それはなぜだというふうにお考えになりますか。

○竹中國務大臣 これはまだ一年程度のことになりますから、時間の問題もあるうかと思います。加えて、御承知のように、今の組織再編の特措法の問題というのは、自己資本比率が高いところと低いところが合併するとして、その差を埋めるだけありますから、これが、例えばですけれども、ほとんど同じところが合併する場合は今の枠組みに入る余地もないわけでござります。そうしたことでも勘案して、非常に大きな開きがある場合にこれを申請するというインセンティブが働くでありますし、ようけれども、そうでない場合は余り働かない。これは一つの考え方として申し上げておるわけですが、いろいろな要因があろうかと思います。

しかし、時間とともにこれが特に手続等の面でしつかりと使われているという点も事実かと思いります。

○中塚委員 ということであるならば、結局、この法律だつて使われないということですよ。金融機能強化法だつて使われないです。組織再編特措法だつて資本注入は一件だけだった。これを出

したつて使われない。皆さんのが裁量行政を否定されればされるほど、こんな法律、だれも頼んでくるやつはないということになりますよ。

昨年の生命保険の予定利率の引き下げもそうだったですが、何でこんな使われない法律ばかりいっぱいいくくるんですかね、本当に。優秀な行政官僚のいっぱい集まっている金融庁と、世界に冠たる経済学者の竹中大臣までいただいておいて、何でこんなに使われない法律ばかりつくって非生産的な仕事をしているんだということだと思つておりますが、ちょうど時間になりましたので、きょうはこれで終わらせていただきます。

○田野瀬委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

平成十六年五月七日印刷

平成十六年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

B